

発行 全国治水期成同盟会連合会

治 水

東京都千代田区麹町4丁目8番26号 ロイクラトン麹町
電話 03(3222)6663 FAX 03(3222)6664
ホームページ <https://zensuiren.org/>
お問い合わせ info@zensuiren.org
編集・発行 椿本和幸



洪水から守ろうみんなの地域

水防月間

令和4年 5月1日㈰～5月31日㈫

北海道は
令和4年6月1日㈬～30日㈭

主催：国土交通省、内閣府、都道府県、水防管理団体（市町村等）

後援：警察庁、防衛省、総務省消防庁、全国知事会、全国市長会、全国町村会、NPFK、一般社団法人 日本国際放送連盟、日本赤十字社

協賛：全国水防管理団体連合会、公益社団法人 日本河川協会、全国治水期成同盟会連合会、一般社団法人 建設広報協会、一般社団法人 全国海岸協会、

公益社団法人 全国防災協会、一般財団法人 河川情報センター、全国建設広報協議会

- ▶ ハザードマップ <https://disaportal.gsi.go.jp/>
- ▶ 洪水ナビ <https://suiboumap.gsi.go.jp/>
- ▶ 川の防災情報 <https://www.river.go.jp/>
- ▶ DIMAPS(災害情報) <https://www.mlit.go.jp/saisai/dimaps/>

令和4年度水防月間ポスター

● 目次

令和4年度水管理・国土保全局関係予算等のポイント	2
水防月間について	38

令和4年度水管理・国土保全局関係予算等のポイント

国水管理・国土保全局河川計画課長 佐藤 寿延

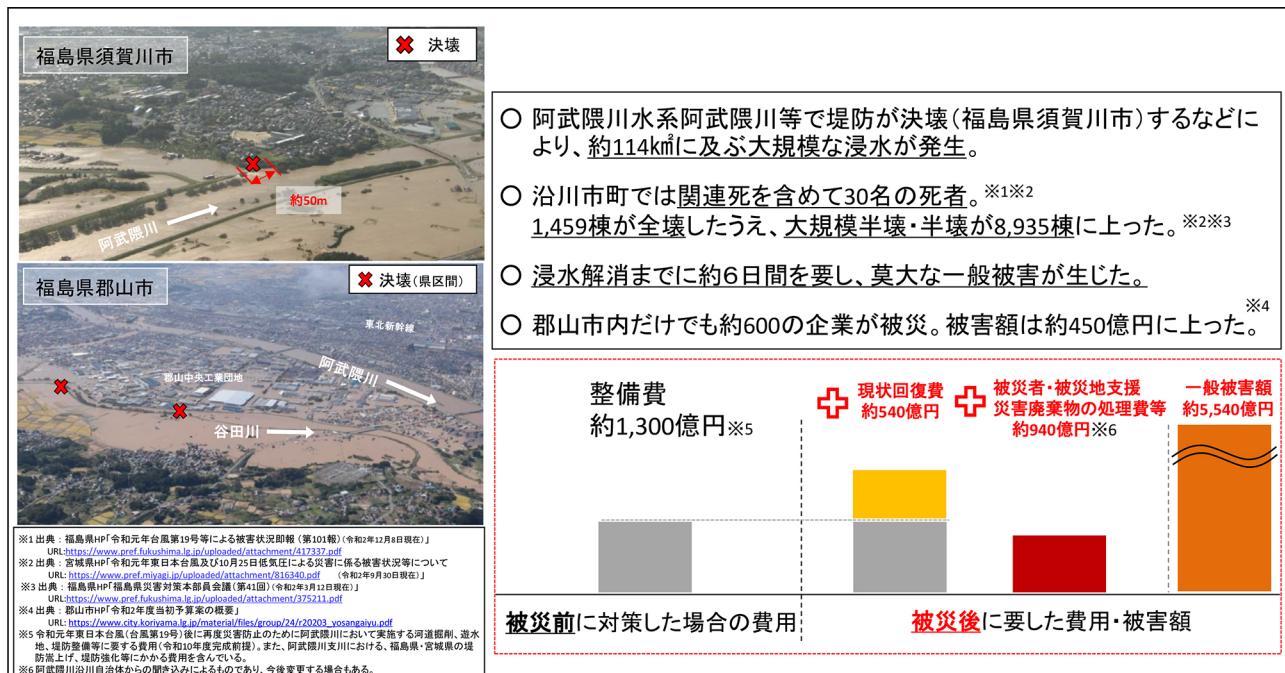
1. 令和4年度予算の考え方

平成30年の西日本豪雨、令和元年の東日本台風、令和2年の熊本豪雨については、気象庁気象研究所は既に気候変動の影響が生じているとして、前者2つの災害については、約6.5%、約11%の影響を定量的に評価している。このように気候変動の影響が顕在化し、毎年のように大規模な水害や土砂災害が発生している中、これらへの対応を加速化させる必要がある。

また、令和3年の流域治水法の成立を踏まえ、「あらゆる関係者の協働」による流域治水の取り組みが

本格的に開始された。河川における取り組みだけでなく、流域全体で、この加速化する気候変動へ対応することとなる。令和4年度予算は、本格的な流域治水の取り組みの第一歩となる予算である。

迅速な復旧・復興を実施することはもちろんのこと、被害が発生する前に事前の防災・減災対策（以下、事前防災対策）を実施することが人々の命を守るために、また、社会経済的な活動への影響を最小限にとどめるためにも非常に重要である。



〈図-1〉 令和元年東日本台風（台風第19号）での阿武隈川の事例

国土交通省においては、「流域治水」の実効性を高めるために、令和3年5月に「特定都市河川浸水被害対策法」等、9本の法律（以下、流域治水関連法）を改正し、同年11月までに関連する全ての法律が施行された。流域治水関連法においては以下の4つの対策を実施するための項目が盛り込まれている。

- ①流域治水の計画・体制の強化
- ②氾濫をできるだけ防ぐための対策
- ③被害対象を減少させるための対策
- ④被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

こうした法体系を整備した上で、「流域治水」の本格的実践を行うために、令和3年12月24日に大和川水系大和川等において、流域治水関連法の施行後、全

国で初めてとなる特定都市河川への指定が行われた。



〈図-2〉 流域治水のイメージ

特定都市河川の指定により、今後、浸水するリスクが高いエリアを浸水被害防止区域や貯留機能保全区域として設定することで、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづりを推進していく。

また、これらを推進していくためには、流域内の関係者に対して、情報を提供し、水害リスクについて十分に理解していただく必要がある。そのため、令和3年度からは、想定最大規模降雨により想定される浸水範囲・浸水深を示した水害ハザードマップに加えて、エリア毎の浸水頻度を示した水害リスクマップの整備にも着手したところである。

こうした、流域治水の取組を本格的に現場レベルで実践していくために、令和4年度予算において、「流域治水」に関する制度を創設・拡充するとともに、必要な予算を計上した。

また、頻発化・激甚化する水災害に対応し、防災・減災が主流となる安全・安心な社会を実現するためには、「流域治水」の取組の他、情報通信技術を活用して流域の関係者と必要な情報を共有しながらより高度な防災減災対策に取り組むなど、デジタル・トランスフォーメーション(以下、DX)の取組の推進や高度経済成長期に整備した基幹的防災インフラの老朽化の進行に伴う施設を適切に維持管理・更新していく必

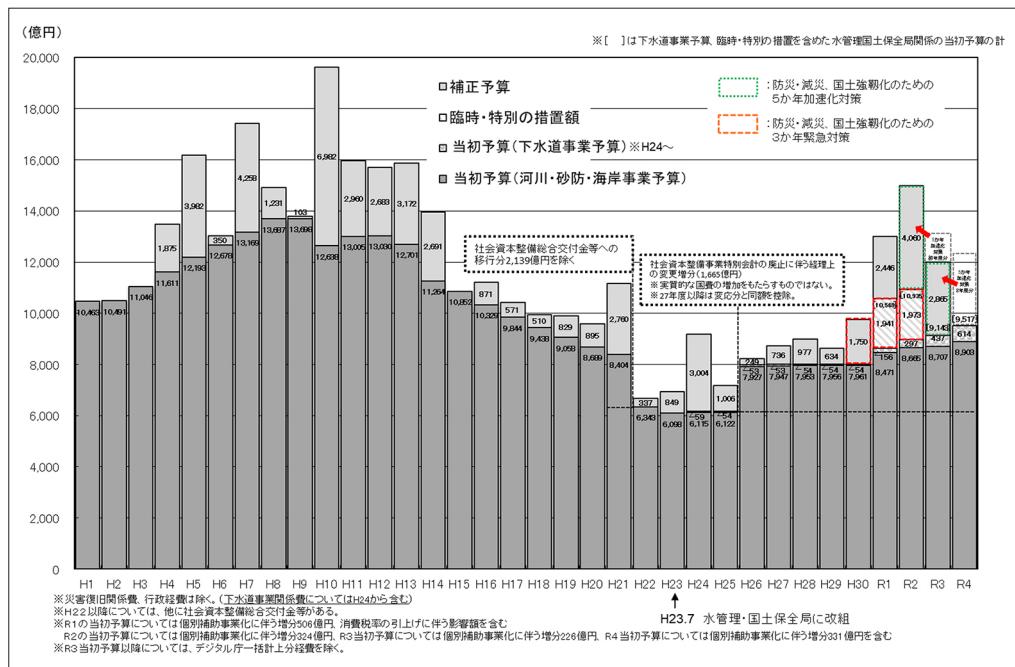
要がある。

そのため、防災・減災、国土強靭化の取組の更なる加速化・深化を図るため、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」(以下、5か年加速化対策)として、令和3年度から令和7年度までの5カ年に追加的に必要となる事業規模等を定め¹、重点的・集中的に対策を実施していくことが令和2年12月11日に閣議決定され、令和2年度第3次補正予算において、その1年目の予算が措置されることとなった。

令和3年度においては、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)にて、いわゆる「16カ月予算」の考え方により、5か年加速化対策の2年目として措置された令和3年度補正予算と令和4年度当初予算を一体的に編成し、切れ目なく取組を進めるとされた。

以上の状況を踏まえ、令和4年度当初予算における水管管理・国土保全局関係予算は以下の通り計上された。

予算総額については、前年度より373億円増の、9,517億円(対前年度1.04倍)²を計上。なお、本増分には社会資本整備総合交付金から個別補助事業への移行分(331億円)を含んでいる。



〈図-3〉 水管理・国土保全局関係予算の推移

- 各年度における取扱については、予算編成過程で検討することとし、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事業等を踏まえ、機動的・弾力的に対応することとされている。
- 令和4年度当初予算及び令和3年度当初予算については、デジタル庁一括計上分を含まない。

この予算について、近年の社会情勢や政府の方針に則り、水管理・国土保全局として取り組むべき施策に對して、それぞれ以下の通り必要な予算を計上した。

＜令和4年度予算における主要項目＞

- ①ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践(5,874億円)
- ②国土強靭化に資するDXの推進(77億円)
- ③インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現(2,251億円)
- ④カーボンニュートラルの推進(52億円)
- ⑤水辺空間の良好な環境と賑わいの創出による地方活性化の推進(90億円)

これらの施策を推進するため、令和4年度において、新たに各種制度を拡充・創設した。その主な制度を以降紹介する。

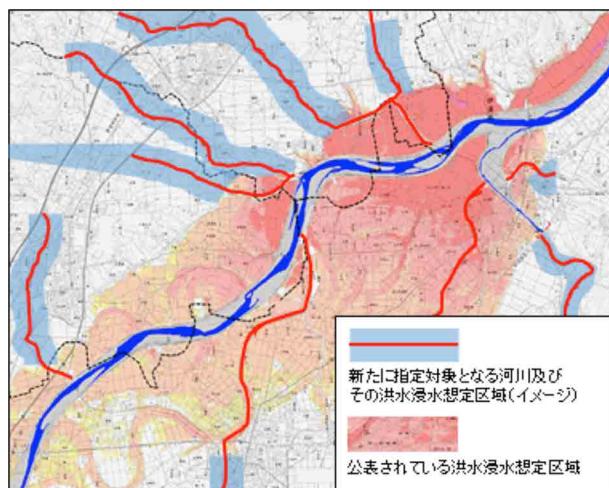
2. 新規制度

(1) 水害リスク情報の充実

近年、特に、中小河川等の水害リスク情報が提供されていない、いわゆる「水害リスク情報の空白域」で多くの浸水被害が発生している。

例えば、令和元年東日本台風では、堤防が決壊した71河川のうち43河川(約6割)が水害リスク情報の空白域であった。

この水害リスク情報の空白域を解消し、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、令和3年の水防法改正により、想定最大規模降雨による浸水想定区域図を作成する必要がある対象河川が拡大され、河川では現行の対象である洪水予報河川及び水位周知河川の約2,000河川に加え、住宅等の防護対



〈図-4〉指定河川の拡大イメージ

象のある全ての一級・二級河川の約15,000河川が対象となった。また、下水道では現行の水位周知下水道を管理する団体(指定検討団体を含む約20団体)に加えて、浸水対策を目的として整備された下水道を管理する約1,000団体全てが対象となった。

これに伴い国土交通省として、河川の洪水浸水想定区域図の作成は令和7年度までに15,000河川全てにおいて作成を完了、下水道の雨水出水浸水想定区域図は令和7年度までに約800団体での作成を完了することを目標として設定した。

一方で、これまで、河川事業では地方公共団体に対して、防災・安全交付金(以下、防安交)において、基幹事業であるハード整備に付随して行う効果促進事業³で洪水浸水想定区域図の作成等を財政的に支援してきたため、基幹事業を実施していない河川については支援が認められていなかった。そのため、令和4年度からは洪水浸水想定区域図等の作成を一層推進していくために、基幹事業として「水害リスク情報整備推進事業」を創設することにより、基幹事業におけるハード整備を実施していない河川においても、洪水浸水想定区域図等の作成に係る財政的支援が認められるようになった。

また、下水道事業では、これまで雨水出水浸水想定区域図の作成は防安交等において財政的に支援しており、内水ハザードマップの作成は、防安交の効果促進事業として財政的支援を実施してきたが、令和4年度からは「内水浸水リスクマネジメント推進事業」を創設し、都市下水路を含む下水道事業を実施する全ての地方公共団体において、雨水出水浸水想定区域図等の作成に係る財政的支援が受けられるようになった。

なお、「水害リスク情報整備推進事業」は洪水浸水想定図の作成を令和7年度までに全て完了させることを目的としていることから、河川事業では、令和8年度から原則、都道府県ごとに全ての河川で洪水浸水想定区域図が公表されていることを防安交の河川事業の交付要件とするため、地方公共団体に対して、今後、周知徹底を実施していく。

3. 社会資本総合整備計画の目標を実現するため基幹事業と一緒にとなってその効果を高めるために必要な事業等のこと。対応することとされている。

(2) 流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践に向けた制度の創設

令和3年12月には大和川水系大和川等の18河川において、流域治水関連法の施行後、全国初となる特定都市河川の指定が行われ、流域対策の促進や避難対策の実効性の向上等の観点から、地域の防災に関わりのある組織の代表者も構成員に加えた体制が構築され、「流域水害対策計画」の策定が進められている。

こうした中、治水対策とまちづくりの連携による「流域治水」を現場レベルで本格的に実践するため、令和4年度より新たな予算制度（「流域治水整備事業（国直轄事業）」及び「特定都市河川浸水被害対策推進事業（個別補助事業）」）を創設する。

本制度により、特定都市河川流域において、今後、都道府県や市町村等が流域水害対策計画に基づき実施する河道掘削、排水機場の機能増強、雨水貯留浸透施設の整備、二線堤の整備等のハード対策を重点的に支援していく。

また、浸水被害防止区域内の住宅を対象に、居住者がまとまって集団で安全な地域に移転する制度に加え、令和4年度からは、個別住宅を対象とした移転や嵩上げ等の改修に係る財政支援を行うこととしており、水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを後押ししていくこととしている。

今後は、特定都市河川の指定を全国に拡大し、地域と連携し、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を一層推進していく。



〈図-5〉 特定都市河川流域におけるハード対策の推進

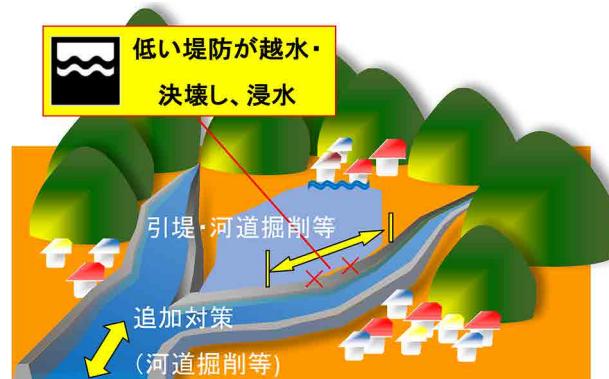
(3) 流域治水型災害復旧制度の創設

災害復旧事業においても、流域治水の考え方に基づき、流域全体で水災害リスクを早期に低減する対策を推進することが重要である。

これまででは、本川上流や支川等において堤防の越水や決壊が発生した場合、被災箇所の引堤・河道掘

削等を実施するとともに、下流部において追加対策を実施する復旧方法が主流であったが、令和4年度より越水箇所等において、遊水機能を確保するための遊水地の整備と早期に浸水被害の軽減が可能な輪中堤を組み合わせた復旧方法を被災自治体等が選択できるように「流域治水型災害復旧制度」を創設する。

具体的には、「河川整備計画」や「流域水害対策計画」に整備内容が記載されており、浸水を許容する区域を浸水被害防止区域又は災害危険区域に指定すること等を条件に、越水・決壊箇所の堤防を元の高さまで復旧することに加え、同程度の越水が生じた場合の被害を防止するために、輪中堤、遊水地の整備を災害復旧事業として実施可能にする。併せて、災害復旧事業査定設計委託費補助の補助対象に、輪中堤、遊水地の整備を追加する。



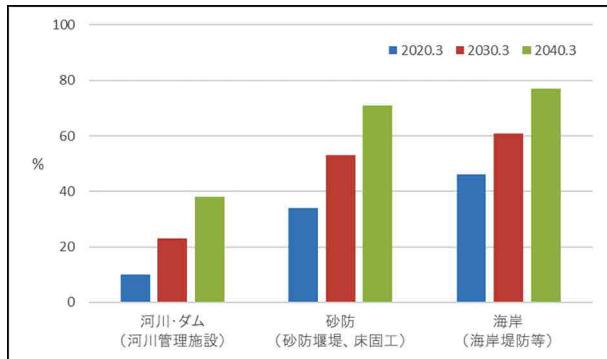
〈図-6〉 従来の再度災害防止対策のイメージ



〈図-7〉 新たな再度災害防止対策のイメージ
(流域治水型災害復旧制度)

(4) インフラメンテナンス事業の創設

我が国の河川管理施設、砂防関係施設、海岸関係施設については、その多くが高度経済成長期に集中的に建設されており、今後、加速的に老朽化が進行していく。



〈図-8〉 建設後50年以上経過する施設の割合

人員や予算が限られた中で、災害時も含めてインフラの機能を適切に發揮するためには、新技術等を活用した維持管理の高度化・効率化を図り、水系全体で持続可能なメンテナンスサイクルを確立する必要がある。

このためには、インフラ長寿命化計画において、予防保全によるライフサイクルコストの縮減・平準化を位置付け、修繕・更新が必要な施設への対策を加速するとともに、新技術の積極的な活用等を推進する必要がある。

これまで国土交通省においては、防安交等によって、地方公共団体が行う老朽化対策を支援してきたところだが、令和4年度より、「インフラメンテナンス事業」を個別補助事業として創設し、防安交による老朽化対策への支援を廃止し、個別補助制度による支援に一本化することとした。「インフラメンテナンス事業」の創設に伴い、「長寿命化計画(個別施設計画)」の策定又は変更も補助対象とすることにより、地方公共団体が計画的な老朽化対策を実施できるよう支援していくこととする。この「インフラメンテナンス事業」の創設により、関係するインフラ施設全体において持続可能なメンテナンスサイクルの実現を図っていく。

事業	これまでの補助対象	個別補助事業の創設に伴い拡充される補助対象
河川メンテナンス事業	・河川管理施設・ダム関連施設を除くの長寿命化計画に基づく老朽化対策等・機械設備及び電気設備の年点検	—
ダムメンテナンス事業	・ダム本体、放流設備、関連設備、貯水池等の長寿命化計画に基づく老朽化対策	・機械設備及び電気設備の年点検
砂防メンテナンス事業	・砂防関係施設の既存不適格対策等	・砂防関係施設の長寿命化計画に基づく老朽化対策
海岸メンテナンス事業	・海岸保全施設の長寿命化計画に基づく老朽化対策・老朽化調査	—

〈図-9〉 個別補助事業の創設に伴い拡充される補助対象

(5) 下水道事業における脱炭素化の推進

下水道分野では、日本全体の0.5%に相当する約600万t-CO₂の温室効果ガスが排出されている。

令和3年度に改訂された「地球温暖化対策計画」

では、下水道分野において、2030年度までに温室効果ガス(以下、GHG)を2013年比で208万t削減する目標が掲げられた。本目標や、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、様々な分野の事業において、あらゆる手段を用いて脱炭素化を推進することが求められている。

下水道事業では、これまでバイオマス資源としての下水汚泥の有効活用による創エネの取組や省エネによるGHG排出量削減の推進などに取り組んできたところである。今後、これらの取組をさらに集中的に支援するため、令和4年度より、温室効果ガス削減に資する先進的な創エネ事業(汚泥消化・バイオガス発電や下水汚泥固体燃料化など)や汚泥焼却時に発生する一酸化二窒素(N₂O)対策事業(排出係数が一定水準以下の汚泥焼却施設への改築)を対象とした個別補助制度「下水道脱炭素化推進事業」を創設する。



〈図-10〉 下水道脱炭素化推進事業の創設

このほか令和4年度より、GHG削減効果の高い省エネ対策事業を、社会資本整備総合交付金等の重点配分対象として新たに設定するなど、様々な予算制度等により、地方公共団体の脱炭素化への支援の拡充を図っている。

3. 令和4年度に重点的に取り組む事項

これら予算制度の他、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の取組をより一層加速化・深化させて行くために、水管理・国土保全局において重点的に進めていく取り組みについて紹介する。

(1) 流域治水の取組の見える化について

令和2年度末に、流域のあらゆる関係者が協働して行う対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として取りまとめ、全国109の一級水系全てで策定・公表し、令和3年度以降、本プロジェクトに基づく対策が進められている。

河川整備の事業効果や進捗、及び流域の関係者の代表的な取組状況をわかりやすく示すため、令和3年度末に流域治水プロジェクトを一斉に更新し、全国の一級水系のプロジェクトで取組状況の「見える化」を行った。

流域治水の基本となる河川整備についてはリスクマップを活用し、概ね5年後の事業による効果を示すとともに、農地・農業用施設の活用や立地適正化計画における防災指針の作成状況、避難確保計画や個別避難計画の作成による高齢者等の避難の実効性確保など、ハード・ソフト一体で多層的な流域治水の取組状況を指標により定量的に示している。これらにより、流域関係者間での相互理解を深め、連携の強化を図るとともに、全国の取組事例を横展開することにより、令和4年度以降も引き続き、流域治水の更なる充実・強化を図る。



〈図-11〉 流域治水プロジェクトの主な指標

(2) あらゆる関係者と協働した「流域治水」の取組の更なる推進について

「流域治水」の取組を更に加速化させる観点から、令和2年10月に関係16府省庁(表)が垣根を越えて連携し、「流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議」を設置した。

実務者会議において、「緊密な連携・協力の上、流域治水の取り組みを引き続き充実させていくこと」としており、令和3年7月には、関係府省庁の連携策も含め、各府省庁が展開する流域治水対策について、今後の進め方や今後5カ年の目標について集約した「流域治水推進行動計画」を作成した(図-12参照)。

行動計画には、「計画・基準類の見直し」、「流域全体を俯瞰した総合的かつ多層的な対策」のほか、「防災・減災が主流となる社会に向けた仕組みづくり」に係る取り組みも盛り込んでおり、流域治水推進行動計画を流域治水協議会において共有し、「流域治水プロジェクト」の取り組みの充実を図るとともに、地域で発生した課題の解決に向け関係府省庁が議論を深め、政策面の取り組みの可視化に努めることとしている。

また、令和4年1月には、「流域治水対策等の主な支援事業」をとりまとめた。現場レベルでは、流域治水プロジェクトにおいて、各省庁の施策の連携が進められており、制度面における取り組みを可視化することにより、今後、現場レベルでの検討のさらなる活性化及び潜在的な地域の課題の吸い上げによる支援制度のさらなる充実につなげていくことを想定しており、国から現場まで一体となった流域治水の推進により一層努めていく。

議長 国土交通省水管管理・国土保全局河川計画課長
構成員 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）
金融庁監督局保険課保険監督管理官
総務省大臣官房企画課課長
消防庁国民保護・防災部防災課長
財務省理財局国有財産業務課長
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）
厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室長
農林水産省農村振興局整備部水資源課長
林野庁森林整備部治山課長
海岸関係省庁（※）担当課長
（※）農林水産省農村振興局整備部防災課、水産庁漁港漁場整備部防災漁村課、国土交通省水管管理・国土保全局海岸室、港湾局海岸・防災課
経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ地域産業基盤整備課長
資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課電力供給室長
中小企業庁事業環境部経営安定対策室長
気象庁大気海洋部気象リスク対策課長
環境省地球環境局総務課長

〈表 流域治水の推進に向けた
関係省庁実務者会議 構成員〉



流域治水推進行動計画	
(1) 気候変動の影響を踏まえた治水計画や設計基準類の見直し	
・河川整備基本方針、河川整備計画等の計画の見直し ・気候変動予測モデルの高度化	
(2) 流域全体を俯瞰した総合的かつ多層的な対策	
①ハザードへの対応 ・河川堤防、下水道による雨水貯留・排水施設、砂防関係、海岸保全施設の整備、治水ダム建設・再生 ・利水ダムを含む既存ダムの洪水調節機能の強化 ・流域の雨水貯留浸透機能の向上　・戦略的な維持管理 ②暴露への対応 ・リスクの高い区域における土地利用・住まい方の工夫 ・まちづくりや住まい方の工夫に必要な土地の水害リスク情報の充実 ③脆弱性への対応 ・水害リスク情報の充実・提供　・避難体制の強化 ・避難行動を促すための情報・伝え方　・安全な避難先の確保 ・広域避難体制の構築　・経済被害の軽減 ・金融・保険業界に対する水害の回避・被害軽減のための情報提供 ・関係者と連携した早期復旧・復興の体制強化	
(3) 事前防災対策の加速	
・流域治水プロジェクト等による事前防災対策の加速化 ・防災まちづくりに取り組む地方公共団体を支援 ・農業水利施設の新技術の活用による防災	
(4) 防災・減災が主流となる社会に向けた仕組みづくり	
・防災・減災の日常化 ・規制手法や誘導的手法を用いた「流域治水」の推進 ・経済的インセンティブによる「流域治水」の推進 ・流域治水の調整を行う場の設置　・グリーンインフラの活用	

〈図-12〉 流域治水推進行動計画

(参考:流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議(国土交通省))

<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/renkei001.html>

令和4年度

水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 関 係
予 算 概 要

令和4年1月

国土交通省 水管理・国土保全局

『令和4年度 水管理・国土保全局関係予算概要』は、こちらのQRコードからもご確認いただけます。



目次

○ 令和4年度予算の概要	…P.1
○ 水管理・国土保全局関係予算の項目毎の内容	
1. ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践	…P.5
2. 国土強靭化に資するDXの推進	…P.20
3. インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現	…P.24
4. カーボンニュートラルの推進	…P.26
5. 水辺空間の良好な環境と賑わいの創出による地方活性化の推進	…P.27
6. 公衆衛生の強化等のための下水道の持続性向上	…P.28
7. 砂防指定地内等における盛土による災害防止の推進	…P.29
8. 行政経費	…P.30
9. 独立行政法人水資源機構	…P.31
○ 参考資料	…P.32

令和4年度予算の概要

基本方針

気候変動による水災害の頻発化・激甚化を踏まえ、防災・減災が主流となる安全・安心な社会を実現するため、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」も活用した事前防災対策を完成年度の目標を持って計画的に実施するとともに、水災害リスクを踏まえたまちづくり等の流域治水関連法を活用した取組、国土強靭化に資するDXの取組、持続可能なインフラメンテナンスの実現に向けた取組等について、あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」の考え方に基づき現場レベルで本格的に実践する。

- ・ ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践
- ・ 国土強靭化に資するDXの推進
- ・ インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現
- ・ カーボンニュートラルの推進
- ・ 水辺空間の良好な環境と賑わいの創出による地方活性化の推進

令和4年度予算の概要

予算の内訳

○一般会計予算

単位：億円

事 項	令和4年度	前 年 度	対前年度 倍 率
一般公共事業費	9,517	9,143	1.04
治 山 治 水	8,654	8,458	1.02
治 水	8,484	8,308	1.02
海 岸	170	149	1.14
住宅都市環境整備	249	249	1.00
都市水環境整備	249	249	1.00
下 水 道	614	437	1.41
災害復旧関係費	<527> 505	<519> 502	<1.01> 1.00
合 計	10,021	9,646	1.04

1. 上記計数には、
(1) デジタル庁一括計上分を含まない。
(2) 個別補助化に伴う増分331億円を含む。

2. <>書きは、水管・国土保全局以外の災害復旧関係費の直轄代行分を含む。
(上記以外に、行政経費9億円があるほか、省全体で社会資本整備総合交付金5,817億円、防災・安全交付金8,156億円がある。)

○東日本大震災復興特別会計予算(復興庁所管)

単位：億円

事 項	令和4年度	前 年 度	対前年度 倍 率
災害復旧関係費	41	74	0.55

(四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。)

2

令和4年度予算の概要

主要項目

○一般会計予算

・治水事業等関係費 8,903億円

うち 河川関係 7,349億円、砂防関係 1,384億円、海岸関係 170億円

・下水道事業関係費 614億円

・災害復旧関係費 505億円 <527億円>

<>書きは、水管・国土保全局以外の災害復旧関係費の直轄代行分を含む。

・行政経費 9億円

合計 10,031億円

○東日本大震災復興特別会計予算 (復興庁所管)

・復旧・復興関係費 41億円 (うち、復旧41億円)

主要課題

1. ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践 5,874億円
2. 国土強靭化に資するDXの推進 77億円
3. インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現 2,251億円
4. カーボンニュートラルの推進 52億円
5. 水辺空間の良好な環境と賑わいの創出による地方活性化の推進 90億円

(注)この他に工事諸費等がある。

参考: 令和3年度補正予算(水管・国土保全局)の概要

一般公共事業費 2,865億円、災害復旧関係費 2,688億円

- ・気候変動を見据えた府省庁・官民連携による「流域治水」等の推進 2,482億円
- ・災害時情報伝達手段の多重化・高度化、3次元モデル等を活用したインフラの整備、管理等のデジタル化の推進 114億円
- ・河川・ダム、砂防関係施設等の重要インフラに係る老朽化対策 239億円
- ・地域経済・観光の活性化を支えるかわまちづくりの推進 29億円
- ・河川、道路等のインフラの災害復旧事業等 2,688億円

※上記以外に、省全体で社会資本整備総合交付金547億円、防災・安全交付金3,733億円がある。

(注)四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

※上記以外に、デジタル庁一括計上分として61億円がある。

※上記以外に、省全体で社会資本整備総合交付金5,817億円、防災・安全交付金8,156億円、社会資本整備(復興)103億円がある。

3

令和4年度予算の概要

新規事項

【予算制度】

1. ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践
 - ・水害リスク情報の充実(浸水想定区域図・ハザードマップの空白域の解消) P.6
 - ・流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践 P.9
 - ・水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの推進 P.13
 - ・流域治水型災害復旧制度の創設 P.14
 - ・林野庁との連携による流域流木対策の推進 P.17
 - ・津波防災地域づくりの推進と関係機関連携 P.18
 - ・治水安全度を向上させるための橋梁の改築・撤去の推進 P.19
2. 国土強靭化に資するDXの推進
 - ・整備・管理DXの推進 P.22
3. インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現
 - ・インフラメンテナンス事業費補助の創設 P.25
4. カーボンニュートラルの推進
 - ・下水道事業における脱炭素化の推進 P.26
5. 公衆衛生の強化等のための下水道の持続性向上
 - ・汚水処理の未普及地域への下水道整備加速化と持続性の向上 P.28
6. 砂防指定地内等における盛土による災害防止の推進 P.29

【新規税制】

- ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践
- ・水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを支えるための税制の特例措置 P.13
 - ・高台まちづくりを推進するために住民負担の軽減や円滑な合意形成を図るための税制の特例措置 P.15

1. ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践[1／15]

5,874億円

ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践

- 戦後最大洪水等に対応した河川整備と流域での対策を組み合わせた「流域治水プロジェクト」に基づき、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」も活用して、堤防、河道掘削、遊水地・放水路・ダム等の事前防災対策を完成年度の目標を持って計画的に実施。
- 合わせて、水災害リスクを踏まえたまちづくりをはじめとした流域治水関連法による法的枠組みを活用した取組など、「流域治水」の本格的実践に必要となる新規制度等を創設。
- また、気候変動による水災害リスクの増大に適応するため、将来にわたって必要な財源を安定的に確保していくための方策について、総合的な検討を行う。



気候変動のスピードに対応するため、近年の上流・支川・県管理河川における被害が顕著であることにも留意しつつ、流域全体の貯留機能の向上や重要区域の排水機能の強化、下流・本川・国管理河川の整備等、多様な対策の中から早期の安全度向上に資する対策を適切に組み合わせて優先的に実施する。

あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」の本格的実践 イメージ

令和4年度新規制度等

- | | |
|--------------------------------|-------------|
| ■ 水害リスク情報の充実 | P. 6 |
| ■ 流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践 | P. 9 |
| ■ 水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの推進 | P. 13 |
| ■ 流域治水型災害復旧制度の創設 | P. 14 |
| ■ 高台まちづくり(高台・建物群)の推進 | P. 15 |
| ■ 流域治水プロジェクトにおけるグリーンインフラの取組の推進 | P. 16 |
| ■ 林野庁との連携による流域流木対策の推進 | P. 17 |
| ■ 津波防災地域づくりの推進と関係機関連携 | P. 18 |
| ■ 治水安全度を向上させるための橋梁の改築・撤去の推進 | P. 19 |
| ■ 農林水産省との連携による水田貯留の推進 | P. 36 |
| ■ 厚生労働省等との連携による高齢者等の安全確保 | P. 37 |
| ■ 高潮災害等に対する備え・復旧の強化 | P. 38 |

1. ハード・ソフト一体の水害対策「流域治水」の本格的実践[2/15]

新規
事項

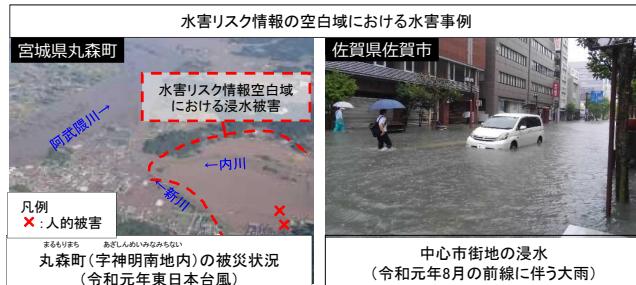
水害リスク情報の充実(浸水想定区域図・ハザードマップの空白域の解消) (1/2)

- 近年、中小河川等の水害リスク情報の提供を行っていない水害リスク情報の空白域で多くの浸水被害が発生。
- 水害リスク情報の空白域を解消するため、水防法を改正し、浸水想定区域図及びハザードマップの作成・公表の対象を全ての一級・二級河川や下水道※に拡大。
- 洪水浸水想定区域図は令和7年度までに完了を目指し、雨水出水浸水想定区域図は令和7年度までに8割完了を目指す。

※全ての一級・二級河川や下水道とは、住宅等の防護対象のある全ての一級・二級河川や浸水対策目的として整備された下水道のこと。

■水害リスク情報の空白域において浸水被害が多発

- ・令和元年東日本台風では、堤防が決壊した71河川のうち43河川(約6割)、内水氾濫による浸水被害が発生した135市区町村のうち126市区町村(約9割)が水害リスク情報の空白域。



■水防法を改正し、浸水想定区域の指定対象を拡大

- ・河川(洪水浸水想定区域)では約15,000河川、下水道(雨水出水浸水想定区域)では約1,000団体が新たに指定対象として追加。



	浸水想定区域図	ハザードマップ
河川 (洪水)	令和7年度までに完了※	令和8年度までに完了目標
下水道 (雨水出水)	令和7年度までに約800団体完了※	浸水想定区域図作成後速やかに作成

※ 第5次社会資本整備重点計画KPIに位置付け

6

1. ハード・ソフト一体の水害対策「流域治水」の本格的実践[3/15]

新規
事項

水害リスク情報の充実(浸水想定区域図・ハザードマップの空白域の解消)(2/2)

- 浸水想定区域図等の作成を支援するため、防災・安全交付金において基幹事業を創設。

既存の取組

- ・河川事業(ハード整備)と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業として、効果促進事業により、浸水想定区域図やハザードマップの作成を支援
- ・下水道の浸水対策事業(ハード整備)の一部として浸水想定区域図の作成又は効果促進事業によりハザードマップの作成を支援

令和4年度より

- 基幹事業を創設し、ハード整備がない場合であっても浸水想定区域図やハザードマップの作成を支援

■水害リスク情報の空白域解消に資する予算支援制度

	河川(洪水)		下水道(雨水出水)	
事業名	水害リスク情報整備推進事業		内水浸水リスクマネジメント推進事業	
実施主体	都道府県	市町村	都道府県、市町村	市町村
補助率	1/3		1/2	
支援期間	令和7年度まで	令和8年度まで	-	
対象	全ての一級、二級河川のうち、防災・安全交付金による河川事業を実施していない河川		下水道事業(都市下水路を含む)を実施する全ての地方公共団体	
備考 (その他注意事項等)	○支援期間終了後、洪水浸水想定区域図及び洪水ハザードマップの作成は、原則、効果促進事業による更新のみを対象とする。 ○令和8年度以降、原則、都道府県ごとに全ての河川で洪水浸水想定区域図が公表されていることを防災・安全交付金の河川事業の交付要件とする。		○浸水想定区域図等の作成に加え、避難行動に資する情報・基盤の整備や、雨水管理総合計画の策定も本事業の支援対象とする。 ○令和8年度以降、最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図が作成されていることを、雨水対策事業に対する交付金の重点配分の要件とする。 ※雨水出水浸水想定区域の指定対象団体を対象とする。	7

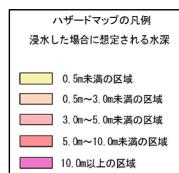
1. ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践[4／15]

水害リスク情報の充実(水害リスクマップ(浸水頻度図)の整備)

- 従来、想定最大規模降雨の洪水で想定される浸水深を表示した水害ハザードマップを提供し、洪水時の円滑かつ迅速な避難確保等を促進。
- 今後は、これに加えて、浸水範囲と浸水頻度の関係をわかりやすく図示した「水害リスクマップ(浸水頻度図)」を新たに整備し、水害リスク情報の充実を図り、防災・減災のための土地利用等を促進。

水害リスク情報の充実

○ 水害ハザードマップ

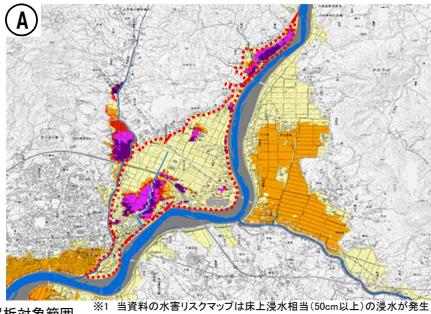


○ 水害リスクマップ^{※1}



^{※2} 上記凡例の()内の数値は確率規模を示していますが、これは例示です。

----- 内水氾濫浸水解析対象範囲 -----



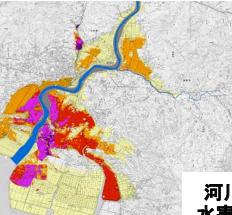
水害リスクマップの活用イメージ

現在の水害リスクと今後実施する河川整備の効果を反映した将来の水害リスクを提示し、以下に取り組む

- 住居・企業の立地誘導・立地選択や水害保険への反映等に活用することで、水害リスクを踏まえた土地利用・住まい方の工夫等を促進

- 企業BCPへの反映を促進することで、洪水時の事業資産の損害を最小限にとどめることにより、事業の継続・早期復旧を図る

現在(外水氾濫のみ)



整備後(外水氾濫のみ)



河川整備による水害リスクの軽減

【令和4年度の国土交通省としての取組】

- ・全国109の一級水系において、外水氾濫を対象とした水害リスクマップの作成を完了させるとともに、先行して、特定都市河川や水災害リスクを踏まえた防災まちづくりに取り組む地区において、内水も考慮した水害リスクマップを作成

8

1. ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践[5／15]

新規
事項

流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践(1／4)

- 特定都市河川流域において、法的枠組み^{※1}・予算制度・税制等を最大限活用し、遊水地・二線堤・雨水貯留浸透施設等のハード対策と浸水リスクの高い土地の利用規制等のソフト対策を強力に推進。

背景

気候変動による降雨量の増加により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発
例) 西日本豪雨(H30)、東日本台風(R1)など

法的枠組みを活用した流域治水の推進

特定都市河川の指定要件を拡大^{※2}し、全国の河川で、法的枠組みを活用して、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等の関係者の協働で土地利用規制や流出抑制対策等に取り組む。

特定都市河川の指定 全国の河川へ指定拡大

特定都市河川における流域治水の本格的実践

令和4年度より
予算の重点化

遊水地・輪中堤・排水機場等の整備の加速

雨水浸透阻害行為への対策の義務付けによる雨水流出抑制の推進
公共・民間による雨水貯留浸透施設の整備促進

令和4年度より
予算・税制支援

浸水被害防止区域・貯留機能保全区域の指定等の
水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの推進

流域水害対策協議会の設置 計画策定・対策等の検討

構成員：河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等

流域水害対策計画 策定

洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、
概ね20-30年の間に実施する取組を定める

計画に基づき、関係者の協働により、
「流域治水」を本格的に実践



特定都市河川流域におけるハード・ソフト対策のイメージ

※1 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第31号)

※2 「接続する河川の状況」又は「河川の周辺の地形等の自然的条件の特殊性」により河道等の整備による浸水被害の防止が困難な河川を追加

9

1. ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践[6/15]

新規
事項

流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践(2/4)

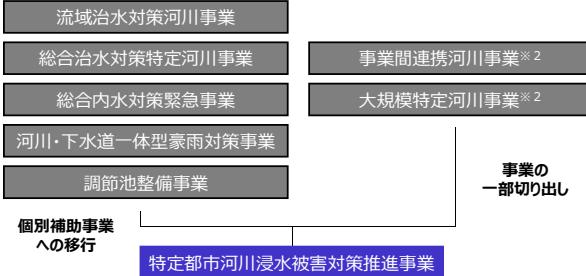
- 本支川合流部や狭窄部等を有する浸水リスクの高い地域(特定都市河川流域)における早期の浸水被害軽減のため、土地利用規制と合わせて実施する遊水地・二線堤等のハード対策に集中的に投資するための新規事業を創設。

特定都市河川浸水被害対策推進事業 (個別補助事業) の創設

既存の交付金・個別補助事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた都道府県・市町村・民間事業者等が実施する事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。

<交付金事業※1>

<個別補助事業>



	河川対策	流域対策
事業メニュー	河道掘削、堤防整備、遊水地の整備、輪中堤の整備、排水機場の機能強化 等	雨水貯留浸透施設※4、二線堤の整備 等
実施主体	河川管理者	都道府県、市町村、民間事業者 等
国庫補助率	1/2 (個別補助事業)	1/3(通常) ⇒ 1/2(個別補助事業)

※1 この他、特定都市河川で実施する事業を一部切り出す事業もある

※2 特定都市河川で実施する事業を切り出し、それ以外の事業は継続して実施

流域治水整備事業(国直轄事業)の創設

既存事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた国直轄事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。

総合治水対策特定河川事業※3

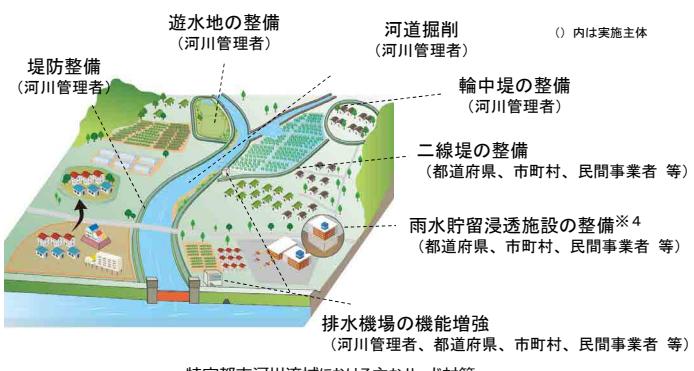
総合内水緊急対策事業※3

土地利用一体型水防災事業※3

事業の発展的統合

流域治水整備事業

※3 令和3年度以前に採択された事業は令和4年度以降も継続



雨水貯留浸透施設の整備※4

(都道府県、市町村、民間事業者 等)

特定都市河川流域における主なハード対策

※4 雨水貯留浸透施設の整備（R3年度に制度拡充）

実施主体：市町村、都道府県、民間事業者等 国庫補助率：1/2

その他支援：民間事業者等が整備する場合の固定資産税の減税

(課税標準を1/6～1/2の範囲で条例で定める範囲の割合とする)

10

1. ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践[7/15]

流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践(3/4)(大和川水系大和川の事例)

- 特定都市河川浸水被害対策法に基づき、雨水貯留浸透施設等の積極的な推進及び流域の持つ保水・貯留機能の適正な維持、水災害リスクを踏まえたまちづくりとの連携、住まい方の工夫等、総合的な流域対策を全国展開。

例) 特定都市河川における流域治水の本格的実践(大和川水系大和川等)

大和川水系大和川等において、特定都市河川浸水被害対策法(令和3年11月1日施行)の改正後、全国初となる特定都市河川の指定を行い、「流域治水」を本格的に推進。

特定都市河川 R3.12.24指定

河川区間：大和川水系大和川他 計18河川
流域面積：712km² (流域内の市町村数 25)



大和川流域総合治水対策の推進 (S60～)

- 河川改修や水路改修等の推進
- 大和川流域における総合治水の推進に関する条例(奈良県)の施行
流域における新たな課題の解決に向けた取組の強化 (H30.4.1～)
総合治水の取組を体系的に実施
- 奈良県平成緊急内水対策事業に着手
喫緊の課題である内水浸水被害の解消に向け、市町村と連携し、対策に必要な貯留施設を整備



特定都市河川に指定し、法的枠組みのもとで「流域治水」を強力に推進 ～流域治水関連法の施行後、全国初の指定～

ハード整備の加速化

○ 河川整備の加速化
流域水害対策計画に基づく河道掘削や遊水地等の整備を加速化

大和川遊水地 (保田地区)
農田整備状況

幕井地区掘削
第三大和川橋梁
大和川
河道掘削

流域における貯留・浸透機能の向上

○ 貯留施設の整備
流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共や民間企業等による雨水貯留浸透施設の整備を促進

○ ため池の治水利用
既存ため池を治水に活用するための放流口の改修等を促進

公共・民間による対策への補助金、税制優遇等の制度を活用

雨水貯留浸透施設整備に対する主な支援
補助率の嵩上げ(補助率1/3⇒1/2)
固定資産税を1/6～1/2に軽減

高田土木事務所駐車場地下貯留施設
(大和高田市栄町)

ため池治水利用
(天理市庵治町)

水害リスクを踏まえた土地利用

○ 浸水被害防止区域の指定
貯留機能保全区域の指定
条例で指定する「市街化編入抑制区域」等を中心に区域の指定を検討

<浸水被害防止区域の指定による規制の例>
その土地で農業等を営む方の住宅の建築
⇒床面高さや構造安全の確保が必要となる
農地における食料品店や診療所の建築
⇒原則、開発禁止となる※

*R4.4.1改正都市計画法施行後

内閣府による「市街化編入抑制区域」
市街化編入抑制区域の指定状況

1. ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践[8/15]

流域治水関連法に基づく「流域治水」の本格的実践(4/4)(江の川の事例)

- 早期に住民の生命等を豪雨災害から守る観点に立ち、従来の堤防整備、家屋の嵩上げによる対策に加え、安全な地区・地域への移転(移住)等により、まちづくりにおける立地適正化計画と連携して「コンパクトで安全な地域拠点づくり」を推進。

例) 江の川流域における流域治水の本格的実践

国、県、市の職員から構成される「江の川流域治水推進室」を設置し、都市再生機構(UR)の技術的支援を受けながら、持続可能な江の川流域生活圏の実現を目指す。

河川整備にあわせて持続的なまちづくりを実施するため、「治水とまちづくり連携計画(江の川中下流域マスター プラン)【第1版】」(素案)を公表し、今後、地域の意見を反映したうえで計画を策定し、河川整備とまちづくりを一体的に推進。

まちづくりと一体となった河川整備 実施のながれ

江の川流域(緊急対策特定区間)における治水とまちづくりの連携



12

1. ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践[9/15]

新規事項 水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの推進

- 特定都市河川流域において、区域指定による移転等の促進や開発・建築行為の許可制の導入、貯留機能を有する農地等の保全等、水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを推進するための予算・税制等の新たな支援制度を創設。

水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりの推進

移転や改修への支援制度

(防災集団移転促進事業)【都市局所管事業】

浸水被害防止区域等の災害危険エリアにおいて、地域コミュニティを維持しつつ、防災性向上を図るために、住居の集団的移転の促進を目的として、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等に対し事業費の一部を補助※1

- 令和3年度より災害危険区域に加え、**浸水被害防止区域**等を追加
- 令和2年度より最小移転戸数を10戸→5戸に緩和

(かけ地近接等危険住宅移転事業)【住宅局所管事業】

災害危険区域等の区域内にある既存不適格等の住宅の移転への助成を支援※2

- 令和4年度より災害危険区域等に加え、**浸水被害防止区域**等を追加

(災害危険区域等建築物防災改修等事業)【住宅局所管事業】

災害危険区域等の区域内にある既存不適格等の住宅及び建築物(避難所等に限る)の浸水对策改修等への助成を支援※3

- 令和4年度より災害危険区域等に加え、**浸水被害防止区域**を追加※4

※1: 地方公共団体に対する国の補助率: 3/4等(地方財政措置と合わせて、実質、国が約94%を負担)

※2: 地方公共団体に対する国の補助率: 1/2

※3: 地方公共団体に対する国の補助率: 1/2等

※4: 浸水被害防止区域の場合、既存の住宅及び特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設等を対象

なお、各支援制度には、別途、補助の限度額がある

農地等の貯留機能の活用の促進

令和4年度より、貯留機能保全区域として指定した土地に係る**固定資産税及び都市計画税への特例措置**(課税標準を2/3~5/6の範囲で条例で定める範囲の割合とする)を創設

令和4年度より貯留機能保全区域の指定にあわせた地方公共団体や民間事業者等による二線堤の築造等への支援(再掲)

- ・国庫補助率の嵩上げ(1/3⇒1/2)

※: 民間事業者等による整備は令和4年度より新規創設



1. ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践[10/15]

新規事項 流域治水型災害復旧制度の創設

- 災害復旧事業においても、流域治水の考え方に基づき、上流から下流、本川・支川の流域全体を俯瞰し、流域全体で水災害リスクを低減する対策を推進。
- 本川上流や支川において堤防の決壊や越水が発生した場合、遊水機能を確保しつつ、早期に浸水被害の軽減が可能な輪中堤や遊水地の整備を災害復旧事業として実施できる「流域治水型災害復旧制度」を創設。



拡充の内容

- 河川整備計画に対策が記載されていることや浸水を許容する区域を浸水被害防止区域等に指定すること等を条件に、**災害復旧事業**により、**下流における追加の改修を必要としない対策(輪中堤、遊水地の整備)を実施可能**にする。
- また、**災害復旧事業査定設計委託費補助の補助対象**に、輪中堤、遊水地の整備を追加する。

査定設計委託費補助：査定設計書を作成するための調査、測量、設計等に要する経費を補助【補助率：1/2】

新たな再度災害防止対策
(流域治水型災害復旧制度)

輪中堤又は遊水地の整備により、
遊水機能を確保しつつ家屋浸水を
防ぐ

下流における改修を待つことなく、
速やかに被災箇所の再度災害防止
を実現

14

1. ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践[11/15]

新規事項 高台まちづくり(高台・建物群)の推進

- 令和2年12月に策定した「災害に強い首都『東京』形成ビジョン」に基づき、高台まちづくりを推進するため、水害リスクや避難のあり方を踏まえ、モデル地区における高台まちづくりの実践を地方公共団体と連携して推進。
- 高台まちづくりの一環として高規格堤防整備事業の加速化を図る、税制特例（固定資産税、不動産取得税）を2年間延長。

税制概要

高規格堤防整備事業は、民有の土地を一時使用して盛土等を行い、工事終了後に当該土地を返還する手法で事業を行う。そのため、事業実施に当たっては、一時移転を余儀なくされる住民の負担軽減や事業手法への理解と合意形成の円滑化が必要。このことから、堤防整備後に從前権利者が取得する建替家屋について、不動産取得税や固定資産税の特例措置を講じる。

特例措置の内容

【不動産取得税】

高規格堤防特別区域の公示日から2年以内に從前権利者が建替家屋を取得した場合に課税標準から從前家屋の価格を控除。

【固定資産税】

高規格堤防整備事業のために使用された土地に從前権利者が取得した建替家屋の固定資産税について、從前権利者居住用住宅については2/3、從前権利者非居住用住宅及び非住宅用家屋については1/3を、新築後5年間減額。

期間

特例措置を2年間(令和4年4月1日～令和6年3月31日)延長する。

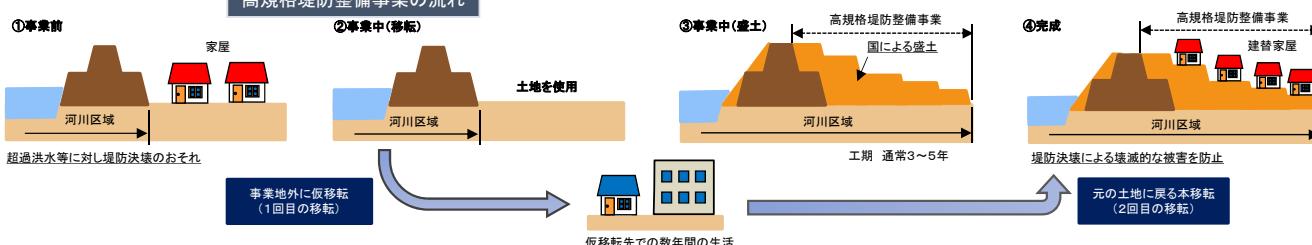


高台まちづくり

都市部ゼロメートル地帯における高規格堤防等の整備により、平時の良好な都市空間・住環境の形成、緊急時の避難場所や救出救助等の活動拠点として活用



高規格堤防整備事業の流れ



1. ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践[12/15]

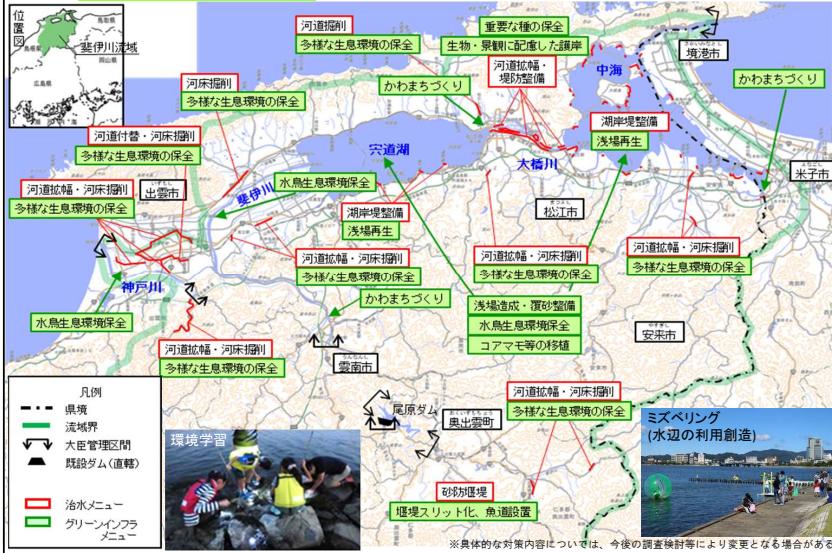
流域治水プロジェクトにおけるグリーンインフラの取組の推進 [とりまとめイメージ]

- 流域治水プロジェクトに位置づけられた治水対策と合わせ、治水と環境の両立を図り、生物の多様な生息環境の保全・創出、地域の自然環境と調和する景観形成等を推進。
- そのため、環境保全・創出のための目標設定や、生態系ネットワーク、多自然川づくり等のハード・ソフト両面にわたるグリーンインフラの取組を反映した流域治水プロジェクトを全国109水系で改定。

【斐伊川水系流域治水プロジェクトイメージ】

◆目標：国管理区間においては、流域で甚大な被害が発生した戦後最大の昭和47年7月洪水と同規模の洪水に対して、家屋浸水を防止し、流域における浸水被害の軽減を図ります。あわせて、迅速かつ適切な情報収集・提供体制を構築し、ホットラインを含めた確実な避難行動に資する情報発信等の取り組みを実施し「逃げ遅れゼロ」を目指します。

加えて、斐伊川水系において、マガ、コハクチョウなどが安心して越冬できる里づくりを目指し、今後、概ね10年間で水鳥類のねぐらや採餌場環境の保全・創出を行うなど、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの取り組みを推進。



●氾濫ができるだけ防ぐ・減らすための対策 (詳細省略)

●被害対象を減少させるための対策 (詳細省略)

●被害の軽減・早期復旧・復興のための対策 (詳細省略)

●生物の多様な生息環境の保全・創出や地域特性と調和した景観形成 (P27参照)

- ・自然環境の保全・再生などの自然再生
- ・大型水鳥の生育環境保全等の生態系ネットワークの形成

水鳥の生息環境保全

マガの生息環境保全

●大橋川の治水対策における多自然川づくり

- ・良好な景観を保全・創造
- ・周辺景観を阻害しない水門

生物の生息生育環境の保全・創出

ヨシ原再生

●魅力ある水辺空間創出 (P27参照)

- ・かわまちづくり

水辺のにぎわい

親水護岸整備

●自然環境が有する多様な機能の活用

- ・大型水鳥を観察するエコツアーア
- ・ミズベリング協議会による水辺利用の創造
- ・小中学校などにおける河川環境学習
- ・景勝地等の景観の保全

水鳥観察エコツアーア

16

1. ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践[13/15]

新規事項 林野庁との連携による流域流木対策の推進

- 林野庁と連携し、流木発生ポテンシャル調査を実施したうえで、流木発生の抑制や流木の捕捉・処理に係る統一の計画を策定。
- 森林整備や治山ダムによる流木発生の抑制、透過型砂防堰堤や流木捕捉施設による流木の捕捉を、林野事業と砂防事業が連携して一体的に実施することで、流域全体の流木被害を防止・軽減する。

林野事業との連携

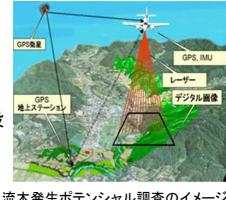
○林野庁と連携した流域流木対策

- ・森林整備や治山ダムによる流木発生の抑制、透過型砂防堰堤や流木捕捉施設による流木の捕捉を、林野事業と砂防事業が連携して一体的に実施することで、流域全体の流木被害を防止・軽減する。

流域流木対策計画

- ・流木発生ポテンシャル量
- ・治山対策等による流木発生抑制量
- ・砂防施設による必要捕捉量

林野庁の事業による流木の発生抑制を踏まえた砂防施設の最適な施設配置計画を策定



流木発生ポテンシャル調査のイメージ

大規模特定砂防等事業

土砂・洪水氾濫等に伴い発生する流木による被害拡大を防止するため、「大規模特定砂防等事業」において、林野庁と連携して作成した流域流木対策計画に位置付けられた流木捕捉施設を補助対象に追加。



○対策例

【生産エリア:林野庁】



適正な森林管理の実施



流木捕捉効果の高い砂防堰堤の設置

1. ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践[14/15]

新規事項 津波防災地域づくりの推進と関係機関連携

- 南海トラフ巨大地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の切迫する巨大地震に伴う津波対策として、防災・安全交付金による支援の拡充等を通じて、津波防災地域づくりを加速化。

<津波防災地域づくりの推進施策の例>



○津波防災地域づくり支援チームでは、津波防災に関連する部局がチームとなりワンストップで相談・提案できる体制を構築しています。

<https://www.mlit.go.jp/river/kaigan/main/tsunamiteam/index.html>

警戒避難体制の整備等を目的とした津波災害警戒区域等の更なる促進のための制度拡充
 (従来の津波・高潮危機管理対策緊急事業に関する交付対象事業の要件)
 ・ソフト対策に要する経費は、事業計画の総事業費の概ね2割を上限として、その内数として計上することができる

[津波・高潮危機管理対策緊急事業の制度拡充(令和4年度～)]

- ・津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域※1指定に資する調査※2については、総事業費におけるソフト対策2割上限の対象外とする。

※1:津波災害(特別)警戒区域、高潮浸水想定区域、災害危険区域

※2:従来の交付対象であるハザードマップ作成含む

津波被害リスクが高い自治体や、防災まちづくりとの連携等の更なる促進
 併せて、大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保※等にも取り組んでいく。

※社会資本整備重点計画(令和3年5月)

77%(R元年度)→R7年度 85%



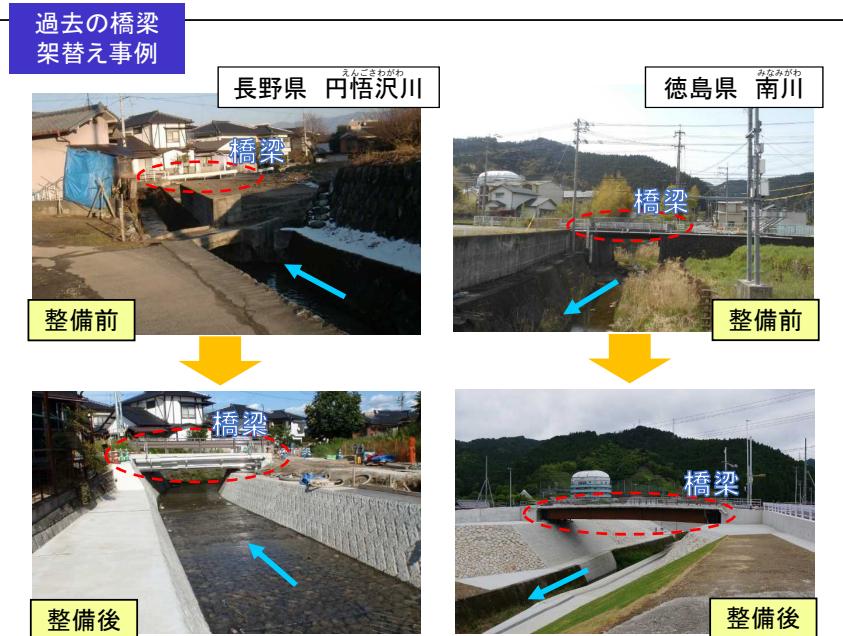
自動化・遠隔化した水門

18

1. ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践[15/15]

新規事項 治水安全度を向上させるための橋梁の改築・撤去の推進

- 気候変動の影響により、水災害の激甚化・頻発化が予想される中で、治水計画上著しい河積阻害等の支障となっている橋梁等の構造物が設置されている箇所での被害の増加が懸念されている。
- こうした洪水の安全な流下を阻害している橋梁や堰等の改築・撤去を計画的・集中的に実施するため、個別補助事業として「特定構造物改築等事業」を創設。



橋梁等の構造物の改築・撤去を促進するため、「特定構造物改築等事業」を創設し、治水安全度の早期向上を図る。

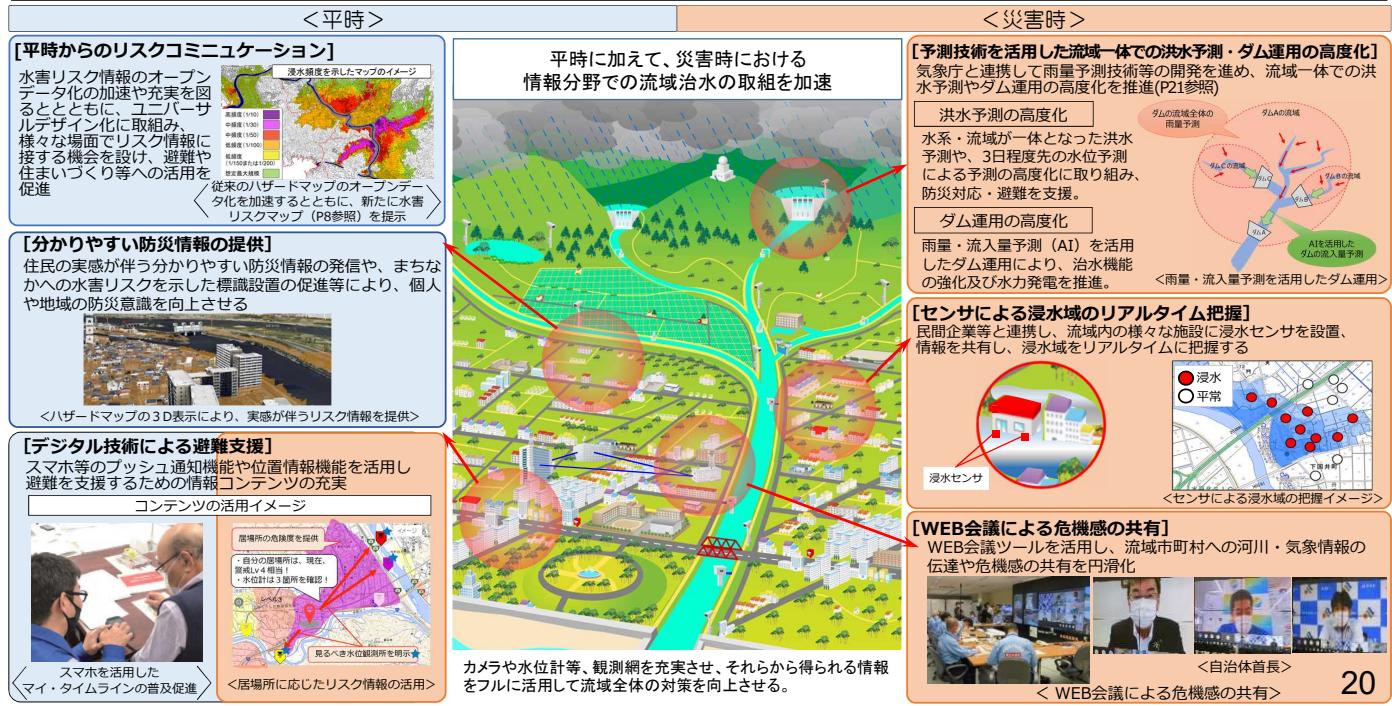
19

2. 国土強靭化に資するDXの推進 [1/4]

流域治水DXの推進 [住民の安全・安心につながるDX]

77億円

- 流域情報の収集・集積・伝達、予測の高度化を推進するため、水位計等の観測網を充実させるとともに、3Dハザードマップ等のリスクコミュニケーションに活用できるツールを拡充。
- また、流域全体の関係者間で河川やダムの状況、今後の水位予測等の情報共有を図るなど、情報分野での流域治水の取組を加速し、円滑な災害対応を実現。

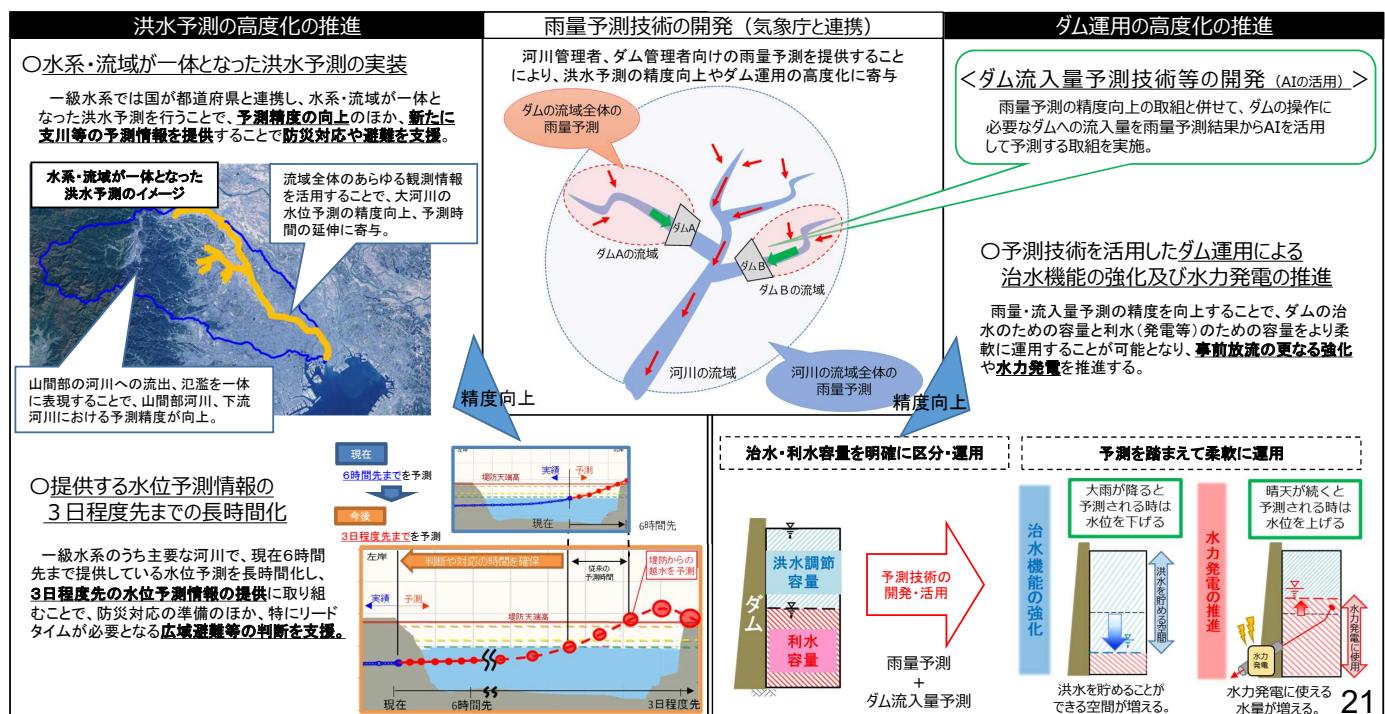


20

2. 国土強靭化に資するDXの推進 [2/4]

雨量予測等を活用した河川の水位予測やダム運用の高度化の推進(気象庁との連携)

- 気象庁と連携して雨量予測技術の開発を進める等、洪水予測やダム流入量予測の精度を向上させ、河川・ダム管理の高度化を図る。
- 河川において、水系・流域が一体となった洪水予測や、3日程度先の水位予測による予測の高度化に取り組み、防災対応・避難を支援。
- ダムにおいて、予測を活用した柔軟なダム運用により治水機能の強化及び水力発電を推進。



21

2. 国土強靭化に資するDXの推進 [3/4]

新規事項 整備・管理DXの推進 [住民への行政サービスの向上と、持続可能なインフラ整備・管理につながるDX]

- 三次元点群データを活用した三次元河川管内図等により、河川等の「調査・計画」、「設計」、「施工」、「維持・管理」、「被災調査」の一連の業務を高度化・効率化・省力化し、人口減少下での持続可能なインフラ整備・管理を推進。
- また、河川利用者等に対するサービスの向上を目指した河川の利用等に関する手続きのオンライン化や、データのオープン化による他分野との連携等も推進。

新技術等を活用した河川等の整備・管理DX(高度化・効率化・省力化)

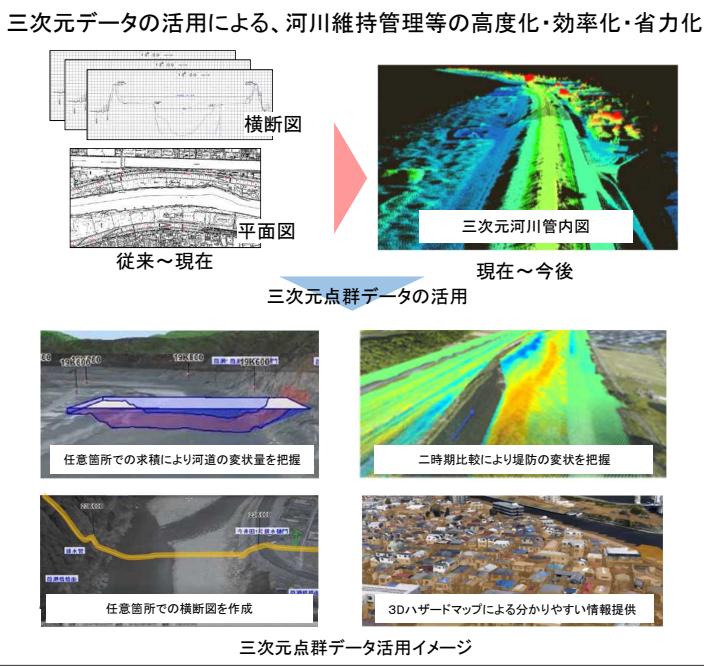


22

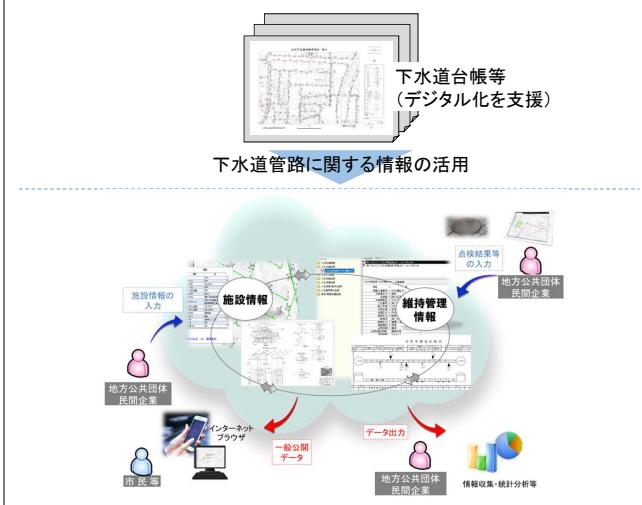
2. 国土強靭化に資するDXの推進 [4/4]

三次元河川管内図の推進・下水道情報デジタル化支援事業の創設

- 三次元点群データを活用した三次元河川管内図を整備することにより、河道・堤防の変状把握や任意箇所での横断図の作成等、河川の維持管理業務の高度化・効率化・省力化を推進。
- 下水管路に関する情報等をデジタル化するために必要な経費を支援することにより、その情報を一元管理・活用するための「共通プラットフォーム」等を活用し、下水管路のマネジメントを高度化・効率化・省力化。



下水管路に関する台帳情報のデジタル化を支援することにより、下水管路のマネジメントを高度化・効率化・省力化

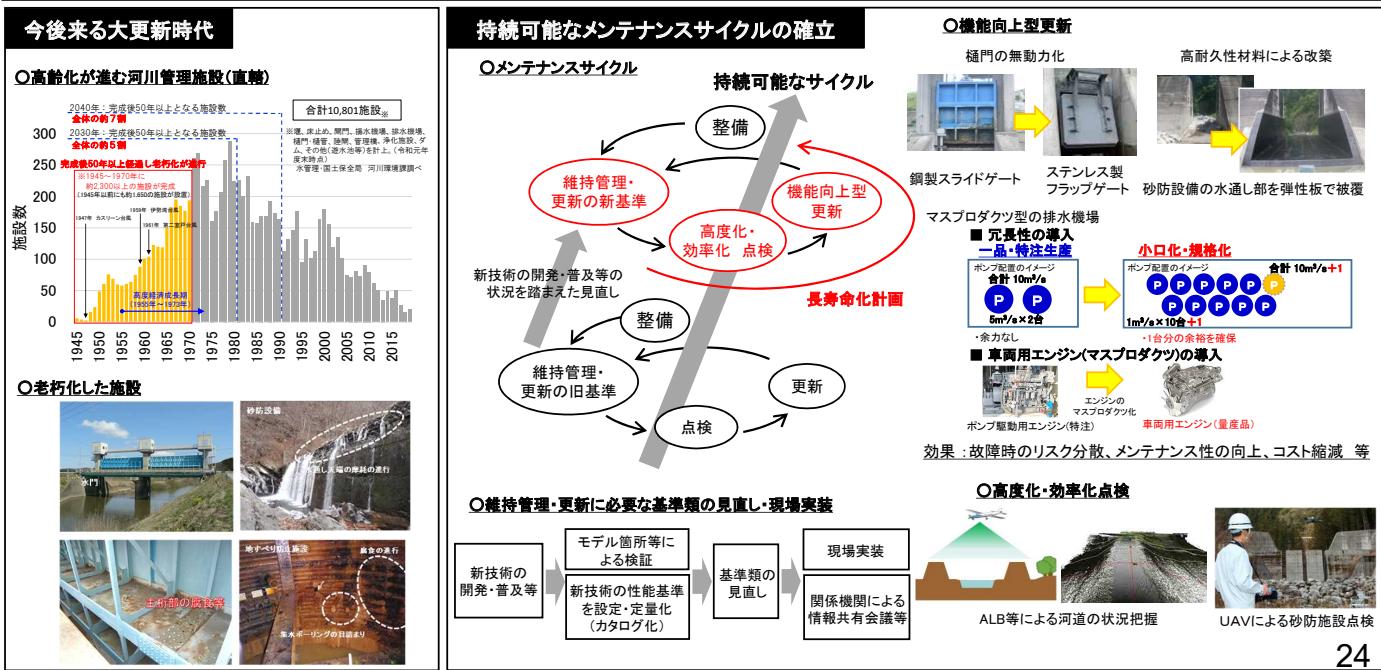


23

3. インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現

2,251億円

- 今後来る施設の大更新時代に備え、人員や予算が限られた中で、災害時も含めてインフラの機能を適切に発揮するためには、新技術等を活用した維持管理の高度化・効率化や機能向上型更新を実施し、水系全体で持続可能なメンテナンスサイクルを確立する必要がある。
- そのためには、維持管理の高度化・効率化に資する基準類や長寿命化基本計画の内容の見直し、関係機関における会議等での新基準等の情報共有・課題対応の検討等を行い、高度化・効率化に資する管理技術の現場実装を図る。



24

3. インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現

新規事項 インフラメンテナンス事業費補助の創設

- インフラ長寿命化計画において、予防保全によるLCC(ライフサイクルコスト)の縮減・平準化を図り、効率的かつ持続可能なメンテナンスサイクルを実現するため、修繕・更新が必要な施設への対策を加速するとともに、新技術の積極的な活用等を推進。
- インフラ長寿命化計画に基づき実施される老朽化対策について、個別補助事業(メンテナンス事業)を創設し、地方公共団体に対して集中的・計画的な支援を実施。
- 個別補助事業(メンテナンス事業)として「長寿命化計画(個別施設計画)の策定又は変更」を補助対象とし、施設のLC C及びその縮減に関する具体的な方針、新技術の活用等による短期的な数値目標及びその効果を当該計画に記載することで、関係するインフラ施設全体において持続可能なメンテナンスサイクルの実現を図る。

■老朽化対策に係る個別補助事業（メンテナンス事業費補助）の創設

概要

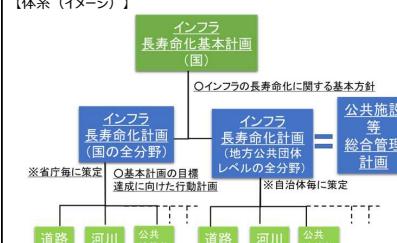
これまで防災・安全交付金等によって、地方公共団体が行う老朽化対策を支援してきたところであるが、個別補助制度による支援に一本化し、「長寿命化計画（個別施設計画）の策定又は変更」を補助対象として、集中的かつ計画的な支援を実施。

なお、個別補助事業の創設に伴い、以下の内容が拡充。

事業	これまでの補助対象	個別補助事業の創設に伴い拡充される補助対象
河川メンテナンス事業	・河川管理施設（ダム関連施設を除く）の長寿命化計画に基づく老朽化対策等 ・機械設備及び電気設備の年点検	-
ダムメンテナンス事業	・ダム本体、放流設備、関連設備、貯水池等の長寿命化計画に基づく老朽化対策	・機械設備及び電気通信設備の年点検
砂防メンテナンス事業	・砂防関係施設の既存不適格対策等	・砂防関係施設の長寿命化計画に基づく老朽化対策
海岸メンテナンス事業	・海岸保全施設の長寿命化計画に基づく老朽化対策 ・老朽化調査	-

インフラ長寿命化に向けた計画

【体系（イメージ）】



【インフラ長寿命化計画（行動計画）】

計画的な点検や修繕等の取組を実施する必要性が認められる全てのインフラでメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組の方針（対象施設の現状と課題／維持管理・更新コストの見通し／必要施策に係る取組の方向性等）

【個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）】

施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画（対策の優先順位の考え方／個別施設の状態等／対策内容と時期／対策費用等）

25

4. カーボンニュートラルの推進

下水道事業における脱炭素化の推進

52億円

- 温室効果ガス削減効果の高い創エネ事業等を集中的に支援するため、下水道脱炭素化推進事業(個別補助)を創設
- 下水道事業のグリーン化を推進するため、技術開発からアドバイザー派遣制度による案件発掘・形成、脱炭素化に資する施設整備まで一体的に支援することにより、下水道事業の脱炭素化を加速

背景・課題	技術開発	下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)
○ バイオマス資源としての下水汚泥の有効活用による創エネの取組推進による、カーボンニュートラルに対する更なる貢献への期待	● 革新的な創エネ・省エネ技術の現地実証	
○ グリーン社会の実現に向けて、下水道インフラの電力使用量や温室効果ガス排出量削減の更なる推進が必要	アドバイザー派遣制度(行政部費)	
	● 下水汚泥や地域バイオマスを活用した創エネ事業等の実施可能性のある地方公共団体に専門家等を派遣し、案件発掘	
内 容	案件発掘	実現可能性調査支援(交付金、下水道事業調査費等)
○ 技術開発、案件発掘(アドバイザー派遣)から、実現可能性調査、施設整備までを一體的に支援	● 地方公共団体のFSを支援し、案件形成を促進	
○ 温室効果ガス削減効果の高い創エネ・一酸化二窒素(N ₂ O)対策を集中的に支援する下水道脱炭素化推進事業(個別補助金)を創設し、下水道事業の脱炭素化を加速	施設整備	下水道脱炭素化推進事業(個別補助金)※
		※令和4年度創設
		● 温室効果ガス削減効果の高い創エネ・一酸化二窒素(N ₂ O)対策を集中的に支援
	創エネ事業	一酸化二窒素対策
	汚泥消化・バイオガス発電 固形燃料化	汚泥焼却の高度化
	汚泥消化タンク 固形燃料化	高温焼却システム
	バイオガス	N ₂ O排出量削減イメージ
	バイオガス	N ₂ O排出量削減イメージ

26

5. 水辺空間の良好な環境と賑わいの創出による地方活性化の推進

90億円

- かわまちづくりによる賑わいある良好な水辺空間の創出や河川を基軸とした生態系ネットワークの形成など、地域の特色を活かした魅力的な地域づくりによる地方活性化を推進。

かわまちづくり等による魅力ある水辺空間の創出	河川を基軸とした生態系ネットワークの形成
地域活性化に貢献する「まちと水辺が融合した良好な空間形成(かわまちづくり)」を推進。	豊かで多様な自然環境の保全・再生を行うとともに、地域の多様な主体と連携した生態系ネットワークを形成し、地域活性化・観光振興にも貢献。
整備イメージ	
<参考>地域のニーズに対応した河川空間の活用	
支援対象の拡充や河川占用許可期間の延長等により、予算制度以外においても、河川空間を賢く使い、賑わいのある水辺空間の形成するための取組を支援し、地域活性化に貢献。	
占用主体の種類	占用許可期間
公共性・公益性を有する者	10年以内
営業活動を行う事業者等 <small>※平成23年度より追加</small>	10年以内 <small>※平成28年度より期間を延長</small>

27

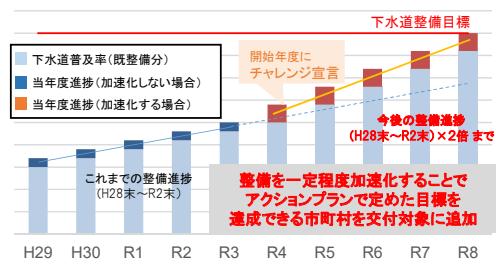
6. 公衆衛生の強化等のための下水道の持続性向上

汚水処理の未普及地域への下水道整備加速化と持続性の向上

- 汚水処理施設の概成に向け、下水道整備推進重点化事業を拡充し、下水道整備の加速化を図る市町村を交付対象に追加
- 広域化・共同化を更に推進するため、下水道広域化推進総合事業を拡充し、下水道以外の汚水処理施設と共に汚水処理を実施する場合の交付要件を緩和

背景・課題

- 汚水処理施設の概成(R8年度末時点で汚水処理人口普及率95%)に向け、残り5年間で更なる加速化が必要
- 持続可能な事業運営の観点から、R4年度末までに各都道府県が広域化・共同化計画を策定し、取組みを推進することとされているものの、行政界・事業間を越える広域化・共同化の推進に向けて、更なる支援が必要

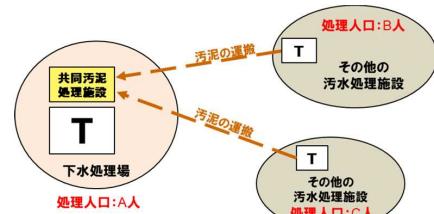
**内 容****○下水道整備推進重点化事業の拡充**

- ・下水道整備を加速化することによりアクションプランで定めた目標を達成可能な市町村を対象に、污水管に係る交付対象範囲を拡充

○下水道広域化推進総合事業の拡充

- ・下水道以外の汚水処理施設と共同で処理を行う場合の要件を、「下水道事業の処理人口等が対象地域において最大である場合」に変更

下水道整備推進重点化事業の拡充イメージ



下水道広域化推進総合事業の拡充イメージ

28

7. 砂防指定地内等における盛土による災害防止の推進

- 都道府県等による盛土の総点検を踏まえ、砂防指定地内等における地方公共団体が行う盛土の安全性把握のための詳細調査や、行為者等による是正措置を基本としつつ、盛土の撤去、擁壁設置等の対策工事への支援事業を創設。

<静岡県熱海市で発生した土石流災害について>

- ・梅雨前線による大雨に伴い、令和3年7月3日10時30分頃に静岡県熱海市伊豆山の逢初川で土石流が発生。
- ・逢初川の上流部標高約390m地点で発生した崩壊が土石流化し、下流で甚大な被害が発生。



静岡県熱海市における災害発生状況



盛土総点検実施状況

出典：熱海市（2020年7月11日）和歌山県記者会見資料

盛土緊急対策事業の創設

防災・安全交付金事業のうち都市防災推進事業を拡充して盛土緊急対策事業を創設し、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊防止区域を対象に、盛土の撤去事業と盛土の崩落対策事業、および盛土の安全性把握調査等を支援する。

○安全性把握調査について

総点検を踏まえ、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあるものについて、令和6年度までに実施するものを支援する。

○対策工事について

以下の要件に該当する盛土について、盛土の撤去事業、盛土の崩落対策事業を支援する。

- ・令和3年7月の静岡県熱海市における災害を受けて、8月11日に都道府県に対し、関係府省の連名にて総点検を依頼。
- ・令和3年11月末時点で全国約3.6万箇所の点検対象のうち、約2.8万箇所(約8割)について目視等による点検完了の報告。
- ・年度内に大半の都道府県で目視等による点検が完了見込み。
- ・行為者等による是正が困難な場合には、都道府県等が危険な箇所の対策等を着実に実施できるよう、財政面も含め必要な支援を行うこととしており、「災害危険性の高い盛土(砂防指定地内等を含む)」について対応できるよう措置。



盛土の撤去工事のイメージ

- ・総点検又は総点検を踏まえた安全性把握調査等により対応が必要と判断され、令和7年度までに着手するもの

- ・勧告、命令等の行政指導が行われているもの

- ・行為者等が対応困難な場合で、行為者等に対して求償を行うもの(行為者等が確知できない場合を除く)

24

29

8. 行政経費

9億円

○水害・土砂災害等から国民の生命と財産を守るため、防災・減災対策に資する取組等を推進する。

例) TEC-FORCE[※]の体制強化のための民間人材の育成・確保

※TEC-FORCE (Technical Emergency Control FORCE):緊急災害対策派遣隊

【背景・課題】

- ・南海トラフ地震等の大規模自然災害に対し、所管施設の点検・応急対応を進めつつ被災自治体を支援するには、TEC-FORCEの現有勢力を増強する必要がある。
- ・地方公共団体の土木系職員が少ないことに加え、自治体単位では災害を経験する機会は少なく、市町村では災害対応能力の弱体化が懸念される。

【取組内容】

- ・民間人材がTEC-FORCEの活動支援に必要となる技術等を習得できるよう、人材育成プログラムを企画立案・実施するとともに、民間人材とTEC-FORCEが協働で被災状況調査等を行う仕組みを構築する。

- ・民間の人材に対し、TEC-FORCEの活動支援に必要な技術や知識を習得できる人材育成プログラムを企画立案・実施。
- ・民間人材がTEC-FORCEに同行し、被災状況調査等を実施。

(イメージ)



- 被災地方公共団体での災害応急対応が円滑に進み、被災地の早急な復旧・復興が実現可能となる。

例) 民間が行う洪水の予報業務の許可に係る審査方法に関する検討経費

【背景・課題】

- ・洪水等の予報は、防災との関連が強いことに加えて、インフラの整備・運用状況や、その時々の河川の状況等の様々な要因の影響を受けるため、民間事業者が適確な予測を行うことが困難であるとされてきたが、技術開発の進展により解消されつつある。
- ・局所的な予報など、国等で対応しきれない多様なニーズが生まれており、民間事業者が行う洪水の予報業務の許可の実現のために、審査基準や審査方法の検討など審査体制構築が急務となっている。

【取組内容】

- ・民間事業者が行う洪水の予報業務の許可に係る審査基準等の案を作成する。

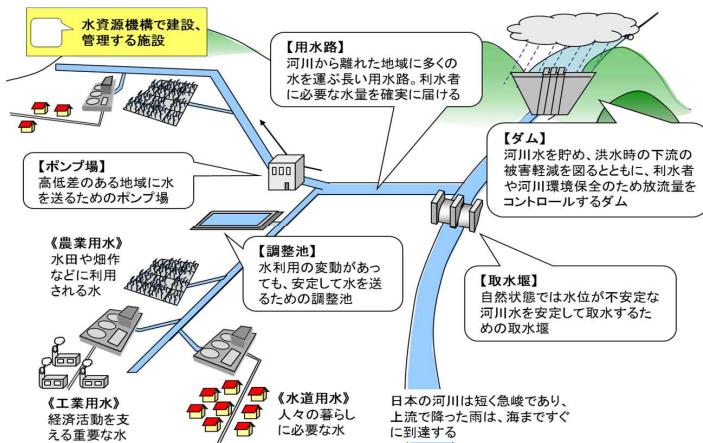


- 局所的な予報など、国等の予報の空間や時間を埋めるきめ細かい予報を行うことにより、多様なニーズへの情報提供が可能となる。

30

9. 独立行政法人水資源機構

- 独立行政法人水資源機構は、水資源開発水系として指定されている7水系(利根川、荒川、豊川、木曽川、淀川、吉野川、筑後川)において、ダム、用水路等の建設及び管理等を行っている。
- これら建設事業及び管理業務に対し、国は交付金、補助金を交付するとともに、建設事業に対し財政投融資による資金供給を行う。



水資源機構の業務
(国土交通省所管事業のほか、厚生労働省、農林水産省、経済産業省所管事業(※)を実施)

○令和4年度独立行政法人水資源機構予算総括表

(単位：百万円)

区分	令和4年度(A)	前年度(B)	倍率(A/B)
建設事業及び管理業務	55,101	46,153	1.19

国土交通省所管事業のほか、左記3省所管事業(※)の予算を含む。

○令和4年度独立行政法人水資源機構財政投融資計画総括表
(単位：百万円)

区分	令和4年度(A)	前年度(B)	倍率(A/B)
建設事業	1,400	1,000	1.40

上記のほか、財投機関債70億円(前年度50億円)がある。

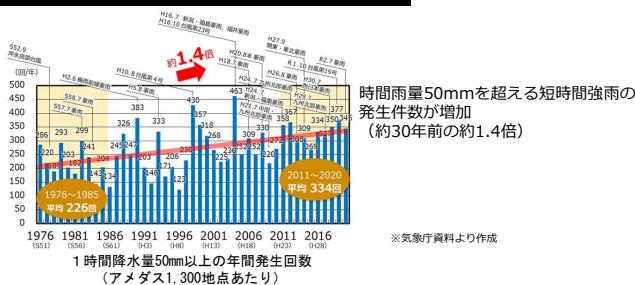
参考

○気候変動のスピードに対応した新たな水災害対策の推進	・・・P33
○流域治水プロジェクトの充実	・・・P34
○特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）	・・・P35
○あらゆる関係者と協力して取り組む「流域治水」の推進	・・・P36
○気候変動を踏まえた河川整備基本方針への変更（新宮川水系・五ヶ瀬川水系・球磨川水系）	・・・P39
○大規模自然災害からの復旧・復興、防災・減災、国土強靭化への対応のための体制の強化	・・・P40
○近年の世界各国における水災害の発生状況	・・・P41
○令和元年水害統計調査の被害額（確報値）及び令和2年水害統計調査の被害額（暫定値）について	・・・P42
○第4回アジア・太平洋水サミット（熊本市）	・・・P43
○公共施設等適正管理推進事業債の拡充・延長	・・・P44
○水循環政策における再生可能エネルギーの導入促進	・・・P45
○防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策 中長期の目標	・・・P46
○「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」	・・・P47
○社会资本整備総合交付金、防災・安全交付金における配分の考え方	・・・P49
○令和4年度 水管理・国土保全局関係予算総括表	・・・P50
○公共事業関係費（政府全体）の推移	・・・P52
○水管理・国土保全局関係予算の推移	・・・P53

【参考】気候変動のスピードに対応した新たな水災害対策の推進

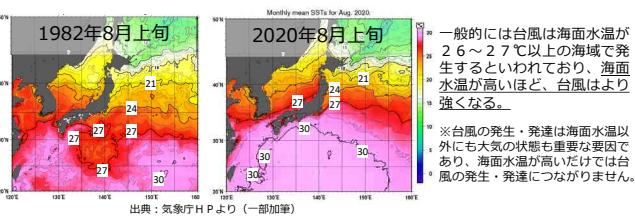
- 短時間降雨の発生回数の増加や台風の大型化等、既に温暖化の影響が顕在化しており、今後、気候変動により水災害の更なる頻発化・激甚化が予測されている。
- 気候変動のスピードに対応した新たな抜本的対策を行うため、以下の取組を実施。
 - ・ 本川下流のみならず上流や支川などの中小河川も含め、流域全体で、国、都道府県、市町村、地元企業や住民などのあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」へ転換。
 - ・ 令和3年3月に戦後最大洪水等に対応した河川整備と流域での対策を組み合わせた「流域治水プロジェクト」を策定・公表し、本格的に現場レベルでの取組を開始するとともに、「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「流域治水関連法」を同年内に整備。
 - ・ ハード整備の長期計画である河川整備基本方針について、温暖化の影響をあらかじめ見込んだ見直しを行い、治水対策を強化。

短時間強雨の発生回数が増加



海面平均水温の上昇

日本近郊の海域平均海面水温は上昇傾向
2019年までの100年間で約0.9~1.5度上昇



「流域治水」への転換

流域治水プロジェクトを策定し、本格的に現場レベルの取組を開始



①氾濫ができるだけ防ぐ、減らす対策

- ・治水ダムの建設
- ・河道掘削、引堤 等

②被害対象を減少させるための対策

- ・土地利用規制、誘導、移転促進 等

③被害の軽減、早期復旧

- ・復興のための対策
- ・水害リスク情報の空白地帯解消
- ・長期予測の技術開発
- ・排水門等の整備、排水強化 等

令和3年3月に全国109の一級水系と12の二級水系において、「流域治水プロジェクト」を策定・公表

流域治水関連法の整備

「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「流域治水関連法」を整備。
令和3年11月までに関連する全ての法律が施行（P35参照）され、
あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」が本格化。

【参考】流域治水プロジェクトの充実

- 令和3年3月末に全国109の全ての一級水系で策定・公表された「流域治水プロジェクト」に基づき、河川改修事業・ダム事業や地元自治体等の流域関係者が連携して取り組む多層的な流域治水対策を全国で展開。
- 令和3年度の流域治水プロジェクトに基づく取組を「見える化」することにより、事業の着実な推進を図るとともに、施策の横展開により流域治水の裾野を広げ、地域の安心・安全の確保に取り組む。

令和3年3月30日 全国109の全ての一級水系で「流域治水プロジェクト」を公表

令和4年3月末

令和3年度内の一級水系の各プロジェクトの取組を「見える化」

あらゆる関係者の協働により、ハード・ソフト対策を推進

流域治水の根幹を支える

河川改修事業やダム事業の加速化

事業効果・進捗の見える化

全国109の全ての一級水系で、外水氾濫※を対象とした河川改修事業等による効果を公表

※国直轄区間における河川事業・ダム事業のみを対象 ※現況河道及び当面整備（概ね5か年）後のみ

降雨確率（10年に1度、100年に1度など）に応じた浸水範囲を重ねることにより現在の浸水リスクを示すとともに、戦後最大洪水等に対応した河川整備の進捗状況に応じた浸水範囲の変化を可視化し、将来のリスクも提示することにより、河川整備の効果を「見える化」し、水害リスクを踏まえた防災まちづくりを推進。

（令和4年度以降も引き続き内外水を考慮するなど、水害リスク情報を追加・充実）

現在（外水氾濫のみ）



河川整備による
水害リスクの軽減

高頻度 (1/10) 中・高頻度 (1/30) 中頻度 (1/50) 低頻度 (1/100) 想定最大規模
上記凡例の()内の数値は確率規模を示していますが、これは例示です。

整備効果の見える化のイメージ

注:外水氾濫のみを想定したものであり、内水氾濫を考慮した場合には浸水範囲の拡大や浸水深の増大が生じる場合がある。

ハード・ソフト一体となった事前防災対策の推進

指標を活用した流域治水プロジェクトの更なる推進

全国109の全ての一級水系でハード・ソフト各々の主要な取組の進捗を公表

流域治水のもと、あらゆる関係者の協働による事前防災対策の取組状況を「見える化」することにより地域が抱える諸課題に対し、先行事例を踏まえての更なる検討の促進や対策の充実を図る。

（今後、ソフト対策等へ積極的に取組むプロジェクトを対象に、地方公共団体への重点的な支援を実施予定）

～流域治水プロジェクトに関する主な指標～



34

【参考】特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)

背景・必要性

（令和3年7月15日施行：河川法、防災集団移転特別措置法、水防法 等、 令和3年11月1日施行：特定都市河川法、下水道法 等）

○近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水災害が激甚化・頻発化

○気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になるとの試算（20世紀末比）

○降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「流域治水関連法」を整備する必要

法律の概要

1. 流域治水の計画・体制の強化 【特定都市河川法】

◆ 流域水害対策計画を活用する河川の拡大

- 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、
自然的条件により困難な河川を対象に追加（全国の河川に拡大）

◆ 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

- 国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会し、官民による雨水貯留浸透対策の強化、
浸水エリアの土地利用等を協議
- 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施

2. 泛濫をできるだけ防ぐための対策

【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

◆ 河川・下水道における対策の強化

◎堤防整備等のハード対策を更に推進（予算）

- 利水ダム等の事前放流に係る協議会（河川管理者、

電力会社等の利水者等が参画）制度の創設（※予算・税制）

- 下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、整備を加速

- 下水道の樋門等の操作ルールの策定を義務付け、
河川等から市街地への逆流等を確実に防止

◆ 流域における雨水貯留対策の強化

- 貯留機能保全区域を創設し、沿川の保水・遊水機能
を有する土地を確保

- 都市部の緑地を保全し、貯留浸透機能を有するグリ
ーンインフラとして活用

- 認定制度、補助、税制特例により、自治体・民間の雨
水貯留浸透施設の整備を支援（※予算関連・税制）

3. 被害対象を減少させるための対策

【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別
措置法、建築基準法】

◆ 水防災に対応したまちづくりとの連携、 住まい方の工夫

- 浸水被害防止区域を創設し、住宅や要
配慮者施設等の安全性を事前確認（許可制）
- 防災集団移転促進事業のエリア要件の
拡充等により、危険エリアからの移転を
促進（※予算関連）
- 災害時の避難先となる拠点の整備や地
区単位の浸水対策により、市街地の安
全性を強化（※予算関連）

4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

【水防法、土砂災害防止法、河川法】

- 洪水等に対応したハザードマップの作成を中小河川
等まで拡大し、リスク情報空白域を消解

- 要配慮者利用施設に
係る避難計画・訓練
に対する市町村の助
言・勧告によって、避
難の実効性確保
- 国土交通大臣による
権限代行の対象を拡
大し、災害で堆積した
土砂の撤去、準用
河川を追加



流域治水のイメージ

35

【参考】あらゆる関係者と協力して取り組む「流域治水」の推進(農林水産省との連携による水田貯留の推進)

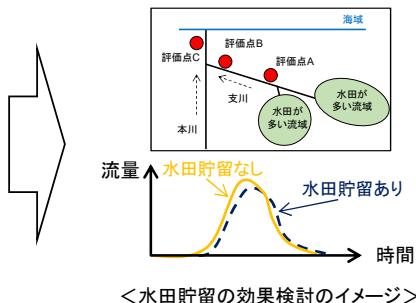
- 流域治水の推進にあたっては、農林水産省との積極的な連携を図っており、令和2年度末に策定・公表した一級水系の流域治水プロジェクトに、水田の貯留機能向上やため池の活用などの連携施策を位置付けたところ。
- 水田貯留の治水効果の定量化・可視化等を農林水産省と連携して行い、全国での水田の貯留機能向上の取り組みを推進。

- ・水田貯留の取組みは、その規模や位置等に加え、降雨の規模等により、効果の程度や影響範囲等は変化。
- ・効果を発揮するための機能確保に係る管理体制についても検討が必要。

- ・持続可能で効果的な運用や追加的な対策の検討に向け、農林水産省と連携して
効果の定量的・定性的な評価、効果の評価に必要な技術の向上・実装に取組む。



<水田貯留のイメージ>



<水田貯留の効果検討のイメージ>

参考: 農林水産省の取組
<スマート田んぼダム実証事業>



水田の持つ雨水貯留能力の更なる活用を検討するため、まとまった面積の水田において、自動給排水栓を用いた豪雨前の一斉落水、豪雨中の一斉貯留や流出制限により、防災上の効果を実証

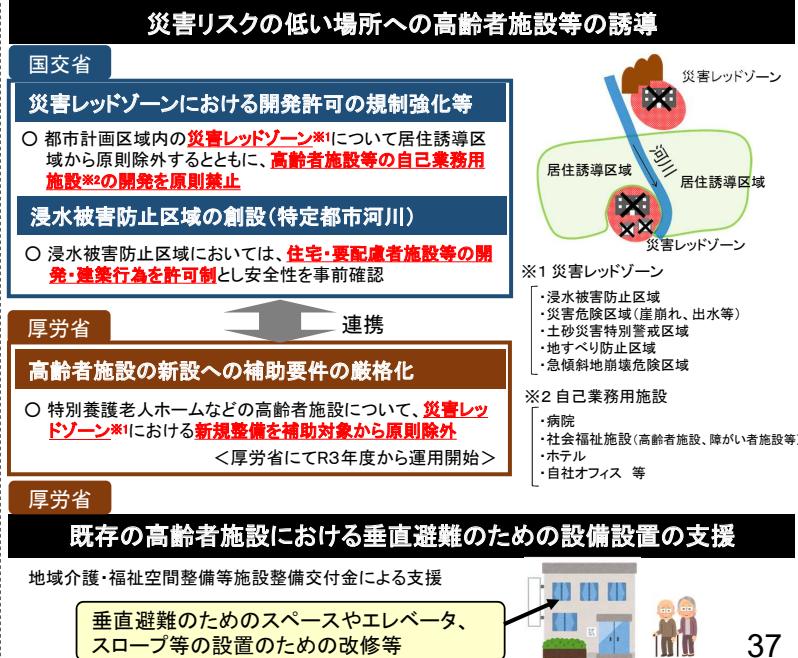
- 水田貯留の効果の定量化・可視化
- 水田貯留の効果の評価に必要な技術の向上・実装

→ 全国における水田の貯留機能向上の取組みを推進

36

【参考】あらゆる関係者と協力して取り組む「流域治水」の推進(厚生労働省等との連携による高齢者等の安全確保)

- 社会福祉施設における避難の実効性の確保を関係省庁(厚労省、内閣府、消防庁)と連携して取り組むとともに、避難確保計画と個別避難計画の連携を図り、高齢者や障がい者等に対する切れ目のない避難支援を実施。
- 具体的には、「高齢者施設等の避難確保に関する検討会」で「避難確保計画の作成・活用の手引き」等を作成し、技術的支援を強化。
- 国土省において高齢者施設等を災害リスクの低い場所に誘導するとともに、厚労省において災害レッドゾーンにおける高齢者施設の新設を原則補助対象外とする措置を実施。また、「ハザードマップのユニバーサルデザインに関する検討会」を開催し、あらゆる主体を対象とした水災害リスク情報の提供のあり方を検討。
- 厚労省において既存の高齢者施設を対象とした垂直避難のための設備設置等に対する財政支援を実施。



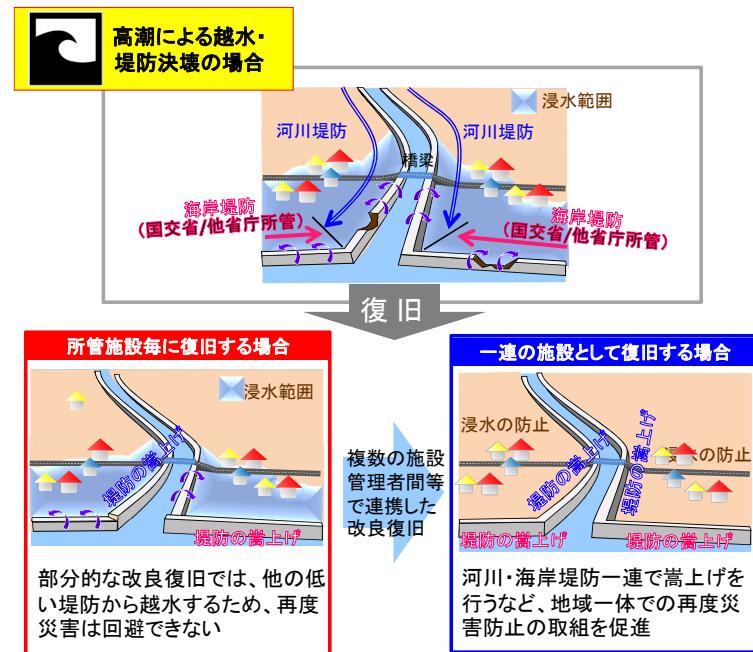
【参考】あらゆる関係者と協力して取り組む「流域治水」の推進(高潮災害等に対する備え・復旧の強化)

- 近年、水災害が激甚化・頻発化しており、今後も、気候変動による気温・海水温の上昇等により、沿岸部の施設被災リスクや浸水被害リスクの増加が予測される。
- 高潮災害等から再度災害防止を図るため、地域一体で改良復旧事業の効果が発現されるよう、被災した河川堤防や海岸堤防等の所管に関わらず、自治体の部局間や施設管理者間の連携の取組を推進。

【連携強化の取組】

- 複数の部局・施設管理者に跨る改良復旧事業の計画検討に際し、一部の事業のみ実施しても被災地域一体での再度災害防止の効果が得られない場合
- ⇒他の改良復旧事業との連携が重要なため、申請前の部局間・管理者間での情報共有や事前協議の実施を促すことにより、連携した申請・採択となるよう関係者間の連携を強化。

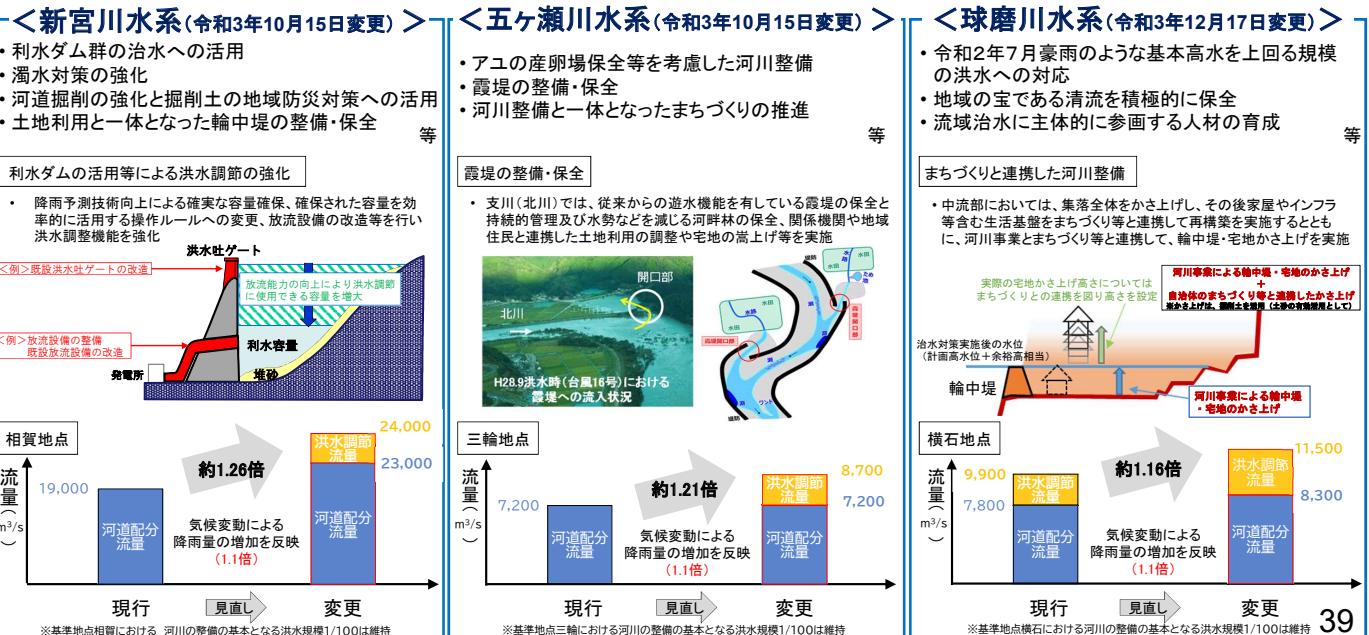
自治体の部局間、施設管理者間の連携を促進させ、地域一体での再度災害防止を図る。



38

【参考】気候変動を踏まえた河川整備基本方針への変更(新宮川水系・五ヶ瀬川水系・球磨川水系)

- 河川整備基本方針のピーク流量を上回る洪水が発生した3水系について、河川整備基本方針(以下、「方針」という。)の見直しを実施。令和4年以降、他水系の方針についても順次見直しを実施。
- 見直しに当たっては、気候変動の影響による将来の降雨量の増大を考慮するとともに、基本高水を超えるような規模の洪水に対しても氾濫被害をできるだけ軽減するよう河川等を整備することを記載。
- 加えて、流域治水の観点を踏まえ、あらゆる関係者の合意形成を促進する取組の実施、自治体等が実施する取組を支援することを記載。



39

【参考】大規模自然災害からの復旧・復興、防災・減災、国土強靭化への対応のための体制の強化

- <TEC-FORCE*による災害対応>**
- 大規模自然災害への備えとして、迅速に地方公共団体等への支援が行えるよう、平成20年4月にTEC-FORCEを創設し、本省災害対策本部長等の指揮命令のもと、全国の地方整備局等の職員が活動。
 - TEC-FORCEは、大規模な自然災害等に際し、被災自治体が行う被災状況の把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施。
 - 南海トラフ巨大地震や首都直下地震をはじめ、大規模自然災害の発生が懸念されている中、令和3年4月には隊員数を約15,000人に増強（創設当初約2,500人）。ローン等のICT技術の活用や、排水ポンプ車等の資機材の増強など、体制・機能を拡充・強化。

TEC-FORCEの活動内容



＜地方整備局等の体制強化＞

地方整備局・北海道開発局の定員について、大規模自然災害からの復旧・復興、防災・減災、国土強靭化への対応等のため、135人を増員

40

【参考】近年の世界各国における水災害の発生状況

- 近年、世界各国においても水害が激甚化している中、日本においては、2019年に発生した台風19号及び15号による経済損失がその年の世界の経済損失における1位、2位を記録。



＜近年の自然災害による経済損失額＞

2019年		経済損失		
月日	国/地域	事象	死者数	経済損失 (兆万ドル)
10/12-13	日本	台風19号(ハギビス)	90	17,000
9/9	日本	台風15号(ファクサイ)	5	9,100
8/14-8	中国、台湾、日本、マレーシア	台風9号(レキマー)	89	8,100
8/1-26	インド	洪水	424	7,000
6-7月	中国	洪水	225	6,200

Source: ©2020 Munich Re, GeoRisks Research NatCatSERVICE. As of January 2020

2018年		経済損失		
月日	国/地域	事象	死者数	経済損失 (兆万ドル)
8/25-11	アメリカ	山火事(キャンブファイヤ)	86	16,500
10/8-10	アメリカ、キューバ	ハリケーン・マイケル	45	16,000
9/10-27	アメリカ	ハリケーン・フローレンス	53	14,000
9/1-6	日本、台湾	台風21号(チェーピー)	17	12,500
7/5-9	日本	洪水、地すべり	224	9,500

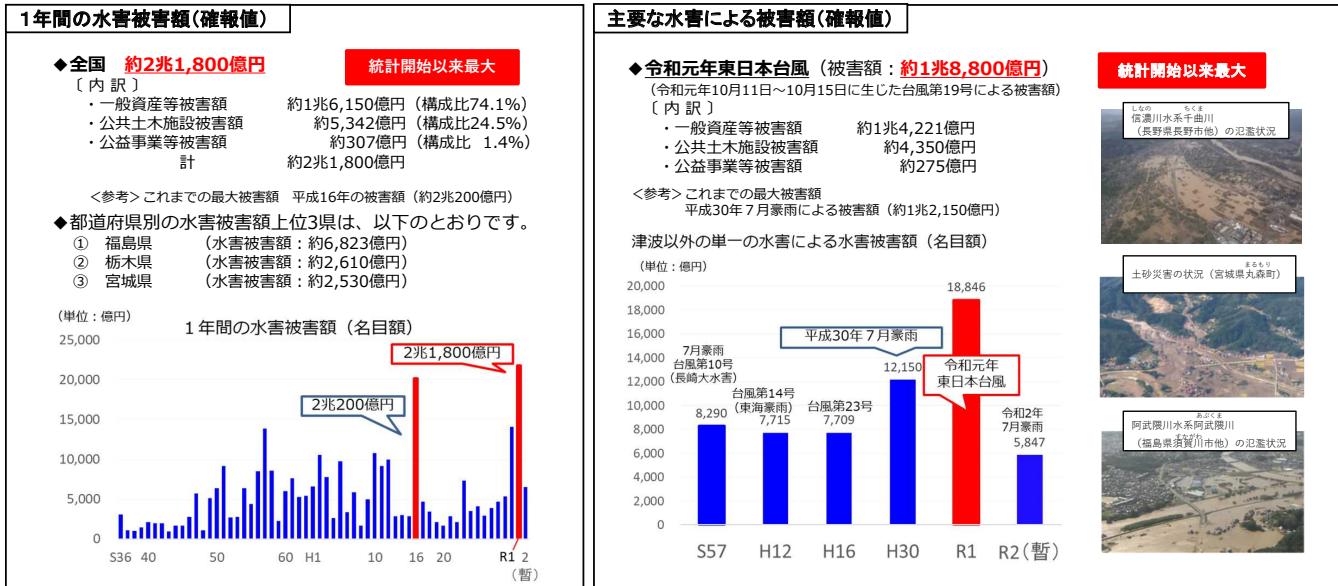
(1)U.S. losses include the loss estimation based on Property Claim Services(PCS)

Source: © 2019 Munich Re, Geo Risks Research NatCatSERVICE. As of March 2019

41

【参考】令和元年水害統計調査の被害額(確報値)及び令和2年水害統計調査の被害額(暫定値)について

- 国土交通省では、昭和36年より、水害(洪水、内水、高潮、津波、土石流、地すべり等)による被害額等(建物被害額等の直接的な物的被害額等)を暦年単位でとりまとめている。
- 令和元年の水害被害額(確報値)は、全国で約2兆1,800億円となり、平成16年の被害額(約2兆200億円)を上回り、1年間の津波以外の水害被害額が統計開始以来最大となった。
- 津波以外の単一の水害による被害についても、令和元年東日本台風による被害額は約1兆8,800億円となり、平成30年7月豪雨による被害額(約1兆2,150億円)を上回り、統計開始以来最大の被害額となった。



42

【参考】第4回アジア・太平洋水サミット(熊本市)

- ◆サミットの目的：アジア太平洋地域の各国首脳級を含むハイレベルを対象とし、水問題に対する認識を深め、具体的な行動を促す。

◆第4回サミットの開催趣旨：

- 「持続可能な発展のための水～実践と継承～」というテーマの下での、各國首脳級を含むハイレベルによる議論の成果は、SDGsの達成に大きく寄与。
- 我が国の質の高いインフラ海外展開を通じて世界の水問題の解決に貢献。
- 開催地の熊本市では、地下水の保全など健全な水循環の観点から優れた取組を行っていること、2016年の熊本地震からの復旧・復興が進捗していることから、熊本市でサミットが開催されることは有意義。

◆日程：2022年(令和4年)4月23日(土)～24日(日)

◆会場：熊本城ホール(熊本県熊本市)

◆主催者：アジア・太平洋水フォーラム及び熊本市

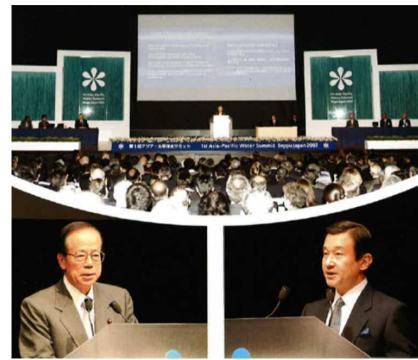
※アジア・太平洋水フォーラムは、日本主導で設立したアジア・太平洋地域の水問題に取り組むネットワーク組織

※関係省庁が協力することを2019年3月26日に閣議了解

◆開催経緯：過去3回開催し、開催国の首脳や各国首脳・閣僚が参加

※第1回は2007年に大分県別府市で開催。以降、第2回は2013年(タイ・チェンマイ)、第3回は2017年(ミャンマー・ヤンゴン)で開催。

第1回アジア・太平洋水サミット
(2007年大分県別府市)



福田総理大臣(当時) 皇太子殿下(当時)

43

【参考】公共施設等適正管理推進事業費の拡充・延長

総務省による措置

- 公共施設等の適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業費」について、対象事業に「ダム本体、放流設備及びこれに付属する設備」を追加し、事業期間を5年間延長。

【事業期間】

令和4年度～令和8年度(5年間)

【事業費】

5,800億円(令和3年度:4,800億円)

【地方財政措置】

充当率:90%／交付税措置率:財政力に応じて30～50%

【対象事業】

インフラ長寿命化計画等に基づき、実施する地方単独事業

- 河川、海岸、砂防等の施設における老朽化対策を実施

<対策のイメージ>



河川・海岸における老朽化した施設(水門等)の改修



砂防における老朽化した施設(堰堤)の改修

- 令和4年度より「ダム本体、放流設備及びこれに付属する設備」を追加

<対策のイメージ>



ダム管理用通路の改修(塗装)



放流設備の改修(塗装、水密ゴム交換)

44

【参考】水循環政策における再生可能エネルギーの導入促進

- カーボンニュートラル社会の実現を目指し、再生可能エネルギーを一層促進する必要がある。
- このため、「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」での議論も踏まえ、2030年、2050年の水循環政策における再生可能エネルギー導入促進に向けた数値目標とロードマップを順次策定※。政府として、水循環政策において水力・太陽光・バイオガス・バイオマスの3つの発電で2030年までに7億kWhを上回る導入を目指す。※直近では令和3年12月に公表
- 国土交通省においては、所管する河川・ダム・下水道施設における再生可能エネルギーの導入促進に向けて取組を進める。

水力発電

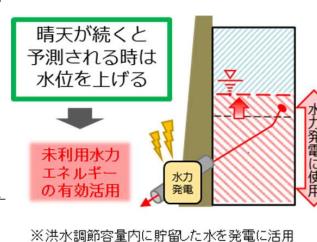
● 最新の気象予測技術を活用したダムの運用改善

- 最新の気象予測を活用してダムの貯水位を運用することで、未利用の水力エネルギーの活用を推進する。
＜2030年までに72ダムで、まずは運用改善に取り組む＞

(例)

- 多目的ダムに貯まった洪水を次の台風等に備えて水位低下させる際に、洪水対応に支障がない範囲で可能な限り発電に活用しながら放流。
- ダム下流の河川環境の整備と保全、異常渇水時の流量の補給等を目的に、非洪水期にダムの洪水調節容量内に一時的に貯留し、放流時に発電にも活用。

※雨が予測された場合は、速やかにダムの水位を低下。



バイオマス・バイオガス発電

● 下水汚泥を活用した発電

- 下水汚泥を有効活用したバイオガス発電を実施。＜2030年までに約13000万kWh増(2018年度比)＞



● ダムの河川維持放流等を活用した管理用水力発電の導入

- 自治体が管理するダムを含めた国土交通省が所管するダムのうち、発電利用されていないダムについて、管理用水力発電の導入を推進。＜2030年までに約2800万kWh増(2021年度比)＞



太陽光発電

● 下水道施設等への太陽光パネルの設置の促進

- 下水道における水処理施設の上部空間に発電設備を導入。＜2030年までに約19000万kWh増(2018年度比)＞

【参考】防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策 中長期の目標

気候変動に伴い激甚化・頻発化する水害・土砂災害等に対応する国土強靭化の取組を加速化・深化させるため、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業を重点的・集中的に実施。

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

○流域治水対策(河川)

関係者と協働し、ハード・ソフト一体となり、戦後最大洪水や近年災害の洪水等に対応する事前防災対策を推進し、浸水被害を軽減する。

○流域治水対策(下水道)

雨水排水施設等の整備により、近年浸水実績がある地区等において、再度災害を防止・軽減する。

○流域治水対策(砂防)

地域の社会・経済活動を支える基礎的インフラの保全対策を完了することで、土砂災害が社会・経済活動に与える影響を最小化し、国土強靭化を図る。

○流域治水対策(海岸)

災害リスクの高い地域等における津波・高潮対策の実施により、沿岸域の安全・安心を確保する。

○流域治水対策(下水道)

耐震化により、防災拠点や感染症対策病院等の重要施設に係る下水道管路や下水処理場等において、感染症の蔓延を防ぐために下水の溢水リスクを低減する。

2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策

○河川管理施設の老朽化対策

予防保全型維持管理に向け、老朽化した河川管理施設を解消する。

○河川管理施設の高度化・効率化対策

老朽化した小規模な樋門等の無動力化を完了する。

○ダム管理施設の老朽化対策

老朽化したダム管理施設の修繕・更新を行うことで、適切なメンテナンスサイクルを構築し、ダム下流地域の安全・安心に寄与する。

○砂防関係施設の長寿命化対策

健全度評価において要対策と判定された砂防関係施設について、修繕・改築等を完了することにより、当該施設に期待される機能が維持・確保され、下流域の安全性を持続的に確保する。

○海岸保全施設の老朽化対策

事後保全段階の海岸保全施設の修繕・更新を完了させ、当該施設に期待される機能が維持・確保され、沿岸域の安全性を持続的に確保する。

○下水道施設の老朽化対策

老朽化した下水道管路を適切に維持管理・更新することで、管路破損等による道路陥没事故等の発生を防止する。

3 國土強靭化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進

○河川・砂防・海岸分野における施設維持管理・操作の高度化対策

排水機場・水門・樋門・樋管(無動力化の対象を除く)約3,000施設(うち排水機場は400施設)の遠隔操作化を完了する。

○河川・砂防・海岸分野における防災情報等の高度化対策

1級水系および2級水系の利水ダムについて、河川管理者とダム管理者との間の情報網整備を進めることにより、水系におけるより効果的な事前放流の実施やダムの貯水位に応じた避難行動の的確な準備を可能とする。また、これまで把握されていなかったその他河川における災害リスク情報を明らかにすることで、住民の適切な避難行動を確保する。

【参考】「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(水管理・国土保全局関係主要部分抜粋)

IV. 防災・減災、国土強靭化の推進など安全・安心の確保

1. 防災・減災、国土強靭化の推進

気候変動の影響により激甚化・頻発化する風水害や、切迫する大規模地震・津波災害、火山災害等から国民の生命・財産・暮らしを守るために、防災・減災、国土強靭化の取組を強化していくことは喫緊の課題である。また、高度経済成長期以降に集中的に整備された我が国のインフラは、国民の安全・安心な社会経済活動の基盤であり、将来にわたってその役割を果たすべく、大胆な老朽化対策を講じる必要がある。

引き続き、災害に屈しない強靭な国土づくりを進めるため、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づき、あらゆる関係者が協働して流域全体で治水対策に取り組む「流域治水」等の人命・財産の被害を防止・最小化するための対策や、災害に強い交通ネットワーク・ライフラインの構築等の経済・国民生活を支えるための対策を講ずるとともに、予防保全の考え方に基づく老朽化対策に取り組む。また、インフラ部門のデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進や、線状降水帯の早期の予測開始に向けた整備の前倒し・観測体制の強化、災害関連情報の収集・集積・伝達の高度化といった防災技術の向上等、国土強靭化を円滑・効率的に進めるための取組を加速する。これらの対策に加え、本年7月及び8月に発生した大雨による浸水災害・土砂災害等を踏まえ、新たに取り組む必要が生じた対策も推進する。

- ・気候変動を見据えた府省庁・官民連携による「流域治水」の推進(河川、下水、砂防、海岸、森林・治山、農業水利施設等の整備、水田の貯留機能向上、ダムの事前放流・堆砂対策の実施等)(農林水産省、国土交通省)
- ・情報通信・エネルギー、上下水道等のライフラインの耐災害性の強化(総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)
- ・河川・ダム、道路、都市公園、鉄道、空港、港湾・漁港、ため池、農業水利施設、学校施設等の重要インフラに係る老朽化対策(文部科学省、農林水産省、国土交通省)
- ・3次元モデル、カメラ画像等を活用したインフラの整備、管理などデジタル化の推進(国土交通省)
- ・盛土による災害の防止(農林水産省、国土交通省、環境省)

2. 自然災害からの復旧・復興の加速

また、本年2月に発生した福島県沖を震源とする地震、7月及び8月に発生した大雨等の自然災害による被災者の生活・生業の再建や復旧・復興、8月の海底火山噴火に伴う軽石漂着による被害への迅速かつ多面的な対応についても、全力で取り組む。(中略)また、被災したインフラや病院・学校等の公共施設等について、速やかに本格的な復旧を図る。

- ・河川、道路、鉄道等の災害復旧(国土交通省)

(令和3年11月19日閣議決定)

【参考】「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(水管理・国土保全局関係主要部分抜粋)

III. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動

1. 成長戦略

② 2050年カーボンニュートラルの実現に向けたクリーンエネルギー戦略

イ 国民のライフスタイル転換と企業の低炭素化支援等

我が国の温室効果ガス排出の約6割は家計関連であり、国民のライフスタイルの脱炭素化に向けた転換が重要である。このため、環境配慮行動へポイントを発行する企業や地域の取組を後押しする。また、断熱リフォーム支援や木造住宅の整備支援などZEH・ZEB33等の取組を促進する。さらに、省エネルギー基準の適合義務化など住宅・建築物分野における脱炭素化に資する法案の次期国会提出を目指すとともに、住宅ローン減税のあり方やリフォーム税制の拡充・延長等について、令和4年度税制改正において結論を得る。あわせて、脱炭素化に資するまちづくりを推進する。

企業の低炭素化に向け、エネルギー多消費型産業における石炭火力自家発電の燃料転換や製鉄用設備の低炭素化等を支援する。また、海事・港湾・空港・鉄道等の分野における脱炭素化を推進する。加えて、我が国のグリーン国際金融センターとしての機能向上に取り組むとともに、AETI34を通じた、アンモニア、水素などのゼロエミッション火力への転換やCOP2635における取組に率先して対応すべく、国際的な気候資金動員への貢献を行う。

・海事・港湾・空港・鉄道等の分野におけるカーボンニュートラルの推進<財政投融資を含む>(国土交通省)

③ 地方活性化に向けた積極的投資

イ 観光立国の復活

(前略)

さらに、来るべきインバウンドの回復に備え、反転攻勢の基盤を構築するため、訪日外国人旅行者の受入環境を整備するとともに、空港・港湾など広域交通拠点にアクセスする道路ネットワークや地域交通の安定的確保に資するインフラを整備し、国立公園の利用環境の整備を含む自然環境を活かした地方活性化に取り組む。空港等の分野では、PPP／PFIなどの官民連携手法を通じて民間の創意工夫を最大限取り入れる。

(後略)

・地域観光等の拠点や多様な世代の集いの場を創出するコンパクトでウォーカブルなまちづくり等の実現(国土交通省)

48

【参考】社会资本整備総合交付金、防災・安全交付金における配分の考え方

河川事業	砂防事業	海岸事業	下水道事業
<p>【防災・安全交付金】</p> <p>① 長寿命化計画等に基づき、計画的に維持管理を実施している河川において、近年の浸水被害に対応するための集中的な河川改修</p> <p>(注)「河川及び河川管理施設の長寿命化計画策定の手引き」(H30.3)に定められた堤防及び河道について「堤防及び河道の長寿命化計画記載内容イメージ」の記載事項(以下のⅠ～Ⅳ)が記載されていることを要件とする。 Ⅰ 維持管理方針及び点検計画(方法) Ⅱ 長寿命化対策及び各河川単位の計画図・一覧表、 Ⅲ 維持管理の年間計画 Ⅳ 各河川単位の維持管理・更新等に係るコスト</p> <p>② 「浸水対策重点地域緊急事業」に位置付けられ実施する事業</p> <p>③ 大規模地震により甚大な被害が発生することが想定される地域においてハード・ソフト対策を一体的に実施する河川堤防等の地震・津波対策</p> <p>④ 水管理・国土保全局長通知による実施要綱に基づく「100mm/h安心プラン」に位置付けられ、下水道部局などと連携して実施する事業</p> <p>(注)①～④については国土強靭化地域計画等に位置づけられた事業※であることを要件とする。 ※1国土強靭化地域計画に河川事業の実施に関する記載があり、かつ、河川整備計画に位置付けられている事業(ただし、事業実施にあたって個別計画を作成する②及び④については、令和4年度末までに国土強靭化地域計画を策定する見込みを確認できればよいこととする)</p> <p>(注)なお②については上記事業のなかでも特に重点配分を行うこととする。</p> <p>(注)①～④については流域治水プロジェクトが策定・公表された水系で実施される事業であることを要件とする。</p>	<p>【防災・安全交付金】</p> <p>① 重要なライフライン施設や重要交通網及び市町村役場・支所が保全対象に含まれる箇所における土砂災害対策事業</p> <p>(注)①については国土強靭化地域計画等に位置づけられた事業※であることを要件とする。 ※国土強靭化地域計画に砂防事業の実施に関する記載があり、かつ、全体計画などの個別計画等に位置付けられている事業。</p>	<p>【防災・安全交付金】</p> <p>① 南海トラフ地震、首都直下地震又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対して、背後地に重要交通網または人口が集中する地域において地震・津波対策に資する海岸堤防等の整備</p> <p>(注)堤防、胸壁、護岸の耐震対策を行う事業については、耐震調査により耐震対策の必要性の有無が確認済であること、また、整備計画等に耐震調査結果や背後地の状況等を踏まえた事業の優先順位が記載されていることを要件とする。</p> <p>(注)数十年から百数十年に1回程度発生する津波(レベル1津波)高より低い堤防等を整備する事業については、避難対策や浸水を考慮したまちづくりに関して法定計画等に示されていることを要件とする。</p> <p>(注)国土強靭化地域計画に基づく事業※であることを要件とする ※1国土強靭化地域計画に海岸事業の実施に関する記載がある事業</p> <p><特に重点配分を行う事業> 上記のうち、津波災害警戒区域等の指定※2地域において実施する海岸堤防等の整備</p> <p>※2津波防災地域づくりに関する法律に基づく指定</p> <p>② 津波災害警戒区域等の指定※地域において実施する海岸堤防等の整備</p> <p>※津波防災地域づくりに関する法律に基づく指定</p>	<p>【社会资本整備総合交付金】</p> <p>① アクションプランに基づく下水道未普及対策事業 (汚水処理施設整備が概成していない団体に限る)</p> <p>② PPP／PFI、下水汚泥のエネルギー利用、広域化・共同化の取組を推進するため追加的に必要な下水道事業</p> <p>【防災・安全交付金】</p> <p>① 各地方公共団体が定める下水道事業計画に基づく雨水対策事業(雨水出水浸水想定区域の指定対象団体は、令和8年度以降は、最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成済みである場合に限る)</p> <p>② 国民の安全・安心の確保に向けた以下の取組を推進するため追加的に必要な下水道事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震・首都直下地震の対象地域における重要施設の地震対策 ・下水道総合地震対策事業 ・下水道施設の耐水化・非常用電源確保 <p>③ 温室効果ガス削減効果の高い省エネ対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来より20%以上の消費電力量もしくは温室効果ガス排出量を削減できる機能向上改築

49

[参考] 令和4年度 水管理・国土保全局関係予算総括表

単位：百万円

事 項	事 業 費			国 費			備 考
	令 和 4 年 度 (A)	前 年 度 (B)	対 前 年 度 度 率 (A/B)	令 和 4 年 度 (C)	前 年 度 (D)	対 前 年 度 度 率 (C/D)	
治 山 治 水	979,268	943,232	1.04	865,427	845,791	1.02	1. 東日本大震災復興特別会計に計上する復旧・復興対策事業に係る経費については、次頁の令和4年度水管理・国土保全局関係予算総括表(東日本大震災復興特別会計)に掲載している。 2. 本表には、個別補助化に伴う増分33,100百万円を含む。 3. 国費のく>書きは、他局の災害復旧関係費の直轄代行分(令和4年度2,200百万円、前年度1,700百万円)を含む。 4. 本表のほか、 (1) 委託者の負担に基づいて行う附帯・受託工事費として令和4年度30,012百万円、前年度24,530百万円 (2) 国有特許発明補償費として令和4年度0百万円、前年度0百万円 (3) 行政経費(国費937百万円) (4) 省全体で社会资本整備総合交付金581,731百万円、防災・安全交付金815,570百万円がある。 5. 前年度はデジタル庁一括計上分6,100百万円を一般公共事業から行政経費へ組替えられた後の額であり、デジタル庁一括計上分を含めた場合、国費970,667百万円である。 6. 四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。
治 水	959,381	927,293	1.03	848,413	830,843	1.02	
海 岸	19,887	15,939	1.25	17,014	14,948	1.14	
住 宅 都 市 環 境 整 備	24,874	24,874	1.00	24,874	24,874	1.00	
都 市 環 境 整 備	24,874	24,874	1.00	24,874	24,874	1.00	
下 水 道	117,282	83,328	1.41	61,359	43,659	1.41	
一 般 公 共 事 業 計	1,121,424	1,051,434	1.07	951,660	914,324	1.04	
災 害 復 旧 等	64,001	62,577	1.02	<52,653> 50,453	<51,943> 50,243	<1.01> 1.00	
災 害 復 旧	39,568	40,276	0.98	32,840	34,315	0.96	
災 害 関 連	24,433	22,301	1.10	17,613	15,928	1.11	
合 計	1,185,425	1,114,011	1.06	1,002,113	964,567	1.04	

50

[参考] 令和4年度 水管理・国土保全局関係予算総括表

(東日本大震災復興特別会計)

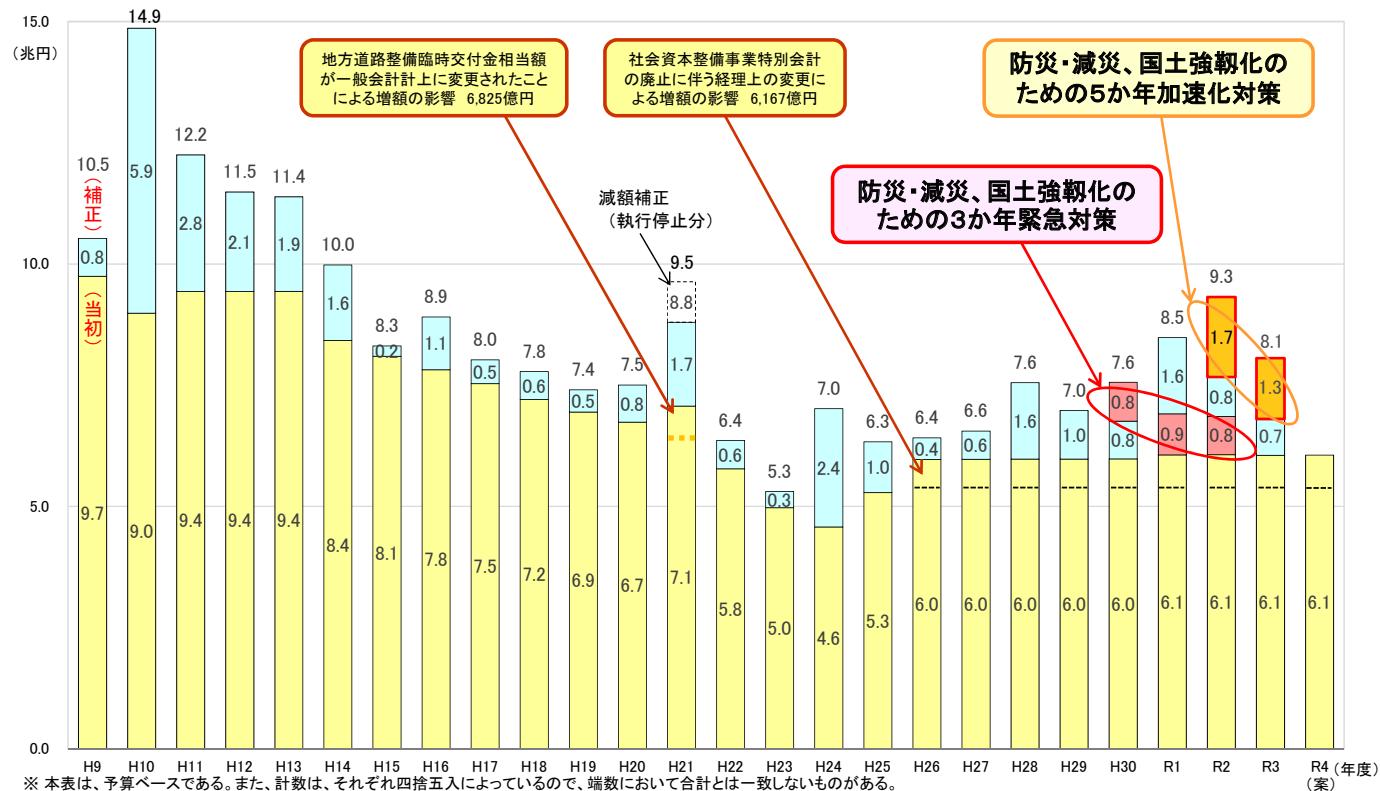
単位：百万円

事 項	事 業 費			国 費			
	令 和 4 年 度 (A)	前 年 度 (B)	対 前 年 度 度 率 (A/B)	令 和 4 年 度 (C)	前 年 度 (D)	対 前 年 度 度 率 (C/D)	
災 害 復 旧 等	4,312	8,932	0.48	4,095	7,433	0.55	
災 害 復 旧	4,312	8,932	0.48	4,086	7,433	0.55	
災 害 関 連	-	-	-	9	-	-	
公 共 事 業 関 係 計	4,312	8,932	0.48	4,095	7,433	0.55	

1. 上記計数のほか、社会资本総合整備(復興)(国費103百万円〔省全体〕)がある。
2. 四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

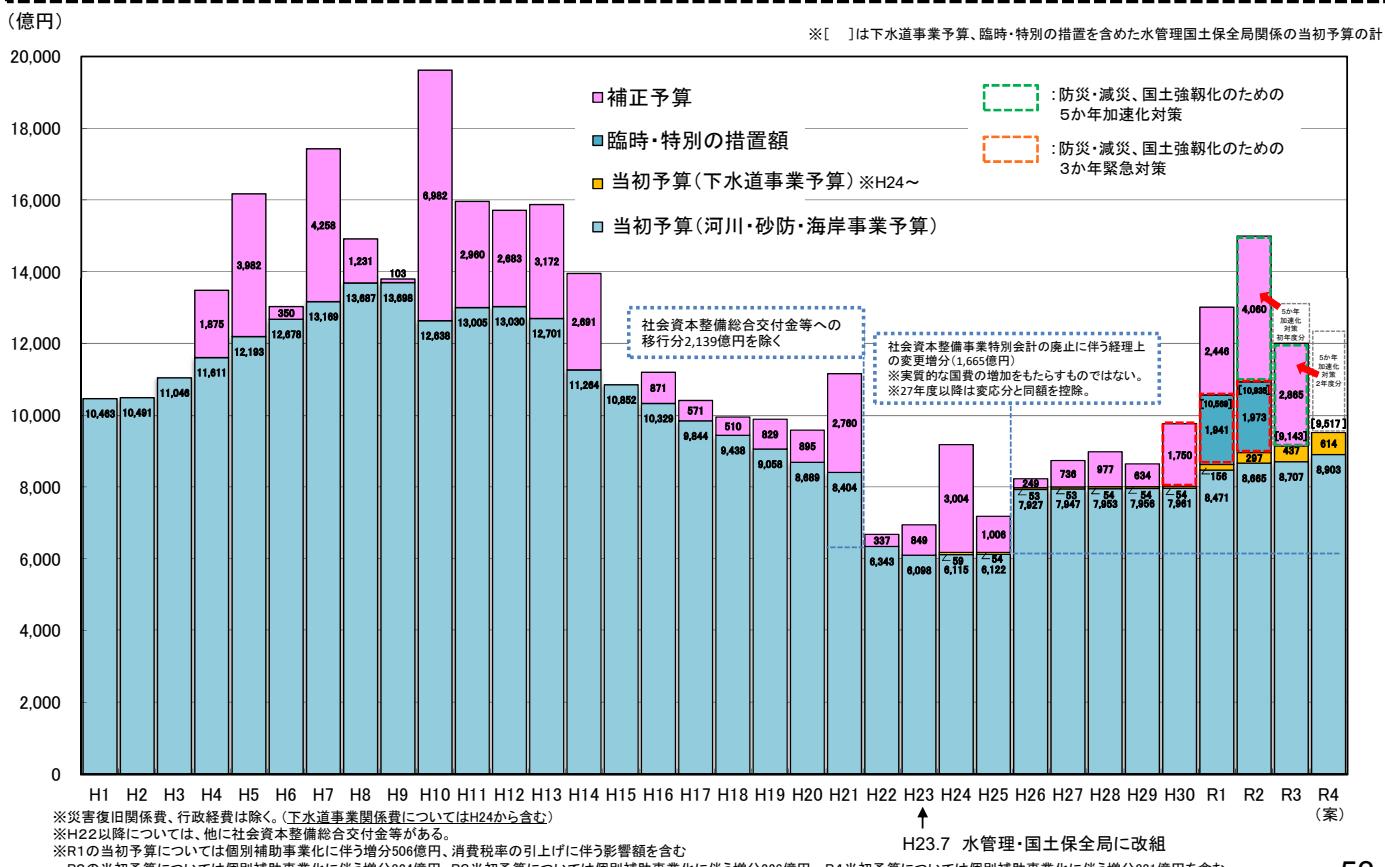
51

【参考】公共事業関係費(政府全体)の推移



52

【参考】水管理・国土保全局関係予算の推移



53

「逃げ遅れゼロ」実現に向けて

リスク情報を自ら取得して、 着実な避難を実施することが重要です!

日頃から

「マイ・タイムライン」を作ろう!

8割以上の方が、「マイ・タイムライン」の有効性を実感*。

一人ひとりのタイムライン(防災行動計画)を作つて、災害を「我がこと」として考えることが重要です!

*マイ・タイムラインかんたん検討ガイドより

逃げキッド



マイ・タイムライン
かんたん検討ガイド



「ハザードマップポータルサイト」で 災害リスクを確認!

洪水や土砂災害、津波、道路防災情報など、水害のおそれがある場所を地図で表示します。

ハザードマップ
ポータルサイト

「逃げなきゃコール」を事前に登録!

離れた場所でも、家族など大切な人の防災情報をプッシュ通知で受け取ることができます。

逃げなきゃコール



大雨の時

「川の防災情報」でレーダ雨量、 河川水位、カメラ画像などをチェック!

大雨の時に必要となる川の情報をリアルタイムで確認することができます。

川の防災情報



避難の時

非常時には早めの避難を!

避難指示など行政が発信する情報のタイミングで避難!
非常時には、ためらわずに行動することが大切です。



「逃げなきゃコール」で家族の避難を後押し!

あなたの一声が大切な人を災害から守ることにつながります。

水防月間について

－洪水から守ろうみんなの地域－

5月1日～5月31日(北海道6月1日～6月30日)

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

5月1日から5月31日(北海道は6月1日から6月30日)は、水防の意義及び重要性についてご理解を深めていただくための「水防月間」です。

我が国は、地形、気象などの自然的条件に加え、河川流域の急速な開発という社会的要因により、洪水等による災害が起りやすい環境にあり、毎年、豪雨や台風などにより幾多の尊い人命と多くの資産が失われております。

昨年は令和3年8月豪雨等による大雨により、全国各地で甚大な被害が生じました。

これまでの想定を超える浸水被害が多数発生する中、安全で安心できる地域社会を実現するためには、水防団、消防団による水防活動に加え、河川管理者との連携、ハザードマップを活用した避難確保の取組、事業者や自主防災組織等による水防への参加など、「地域の防災力」の強化がより重要です。

国土交通省では、関係機関とともに、国民全般に水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及を図り、水防に対する理解を深め、広く協力を求ることにより、水害の未然防止又は軽減に資することを目的として水防月間を定めております。

水防月間中においては、ポスター、リーフレット等を活用して広報活動を積極的に展開し、都道府県、水防管理団体(市町村等)とともに、出水を想定した水防演習や情報伝達訓練の実施、水防資機材・河川管理施設等の点検・整備を行うほか、水防に関する展示会、講習会等の行事を全国各地において開催することとしております。

水防は、皆様の協力を得ることによって、その効果を最大限に發揮できるものであり、皆様の積極的なご参加とともに、「水防月間」へのご理解とご協力をお願いいたします。

令和4年度水防月間実施要綱

1. 目的

水防月間の実施は、水害から国民の生命と財産を守るため、国民全般に水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及を図り、水防に対する国民の理解を深め、広く協力を求ることにより、水害の未然防止又は軽減に資すること及び出水期を前にした水防体制の強化を図ることを目的とする。

2. 期間

令和4年5月1日(日)から令和4年5月31日(火)まで(北海道にあっては、令和4年6月1日(水)から令和4年6月30日(木)まで)

3. 主催

国土交通省、内閣府、都道府県、水防管理団体(市町村等)

4. 後援

警察庁、総務省消防庁、防衛省、全国知事会、全国市長会、全国町村会、NHK、一般社団法人日本新聞協会、一般社団法人日本民間放送連盟、日本赤十字社

5. 協賛

全国水防管理団体連合会、公益社団法人日本河川協会、全国治水期成同盟会連合会、一般社団法人建設広報協会、一般社団法人全国海岸協会、公益社団法人全国防災協会、一般財団法人河川情報センター、全国建設弘済協議会

6. 運動のテーマ

洪水から守ろうみんなの地域

7. 月間の重点

(1) 水防の重要性の普及と水防訓練の実施

※特に、水防訓練においては、防災関係機関をはじめ地域住民・企業等多様な主体が参加できるようになるとともに、実態に即した水防工法等を実施

(2) 水防体制の強化

※特に、水防警報等の情報伝達体制の確保、重要水防箇所の周知徹底及び水防活動従事者の安全確保

(3) 河川管理施設等の巡視、点検及び整備等

※特に、堤防、護岸、堰、水門、樋門、閘門等の点検整備

8. 実施概要

水防管理団体、国及び都道府県（以下「水防管理団体等」という。）は、出水期を前にしたこの月間に、以下の活動を実施するよう努めるものとする。

ただし、新型コロナウイルス感染症対策が重要となっている現下の状況に鑑み、各活動の実施に当たっては、各地域における感染状況等に留意しつつ、クラスターが発生することがないよう、新型コロナウイルス感染防止策を講じること。

I 水防の重要性の普及と水防演習等の実施

(1) 広報活動等の推進

①水防管理団体等は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道関係機関の協力や、インターネット、広報誌、ポスター、パンフレット等を活用し、水防の意義及び重要性並びに水防月間の実施の趣旨が地域住民に十分に普及・浸透するよう、効率的、効果的な広報活動を実施すること。また、広報の素材となる写真・動画等について、訓練や実際の水防活動の際に収集しておくよう努めること。

②水防管理団体等は、洪水、雨水出水、高潮、津波等による水害に対する住民等の防災意識を高めるため、水防に関する講演会、シンポジウム、展示会、水防学校等の各種行事を実施すること。

③都道府県は、洪水予報河川、水位周知河川及び周辺に住家等の防護対象のある一級、二級河川について、想定最大規模の外力に関する浸水想定区域等を速やかに指定・公表するとともに、これら以外の一級河川及び二級河川においても、浸水が想定される範囲の把握・公表に努め、水害リスク情報の空

白域の解消を推進すること。国及び都道府県は、市町村と連携し市街地・住宅街等における想定浸水深等の表示の推進に努めること。

また、国及び都道府県は、想定最大規模の洪水等により家屋が倒壊・流失するおそれがある区域を公表した場合は、市町村と連携し説明会を開催すること等により住民への周知を徹底すること。

④市町村は、水害時の住民等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、住民等が自ら浸水リスクについて確認出来るよう、想定最大規模の外力に対応したハザードマップ等を作成・公表するとともに、一層の周知徹底を図ること。

また、過去の洪水等による浸水実績等の把握に努め、これを把握したときは、水害リスク情報として住民等へ周知すること。

河川管理者は、水防管理者が浸水被害軽減地区を指定する際の参考となるよう必要な情報提供・助言等を行うこと。

⑤市町村は、浸水想定区域内にあり、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要が認められる地下街等及び要配慮者利用施設で、未だ市町村地域防災計画に定められていない施設がある場合は早急に市町村地域防災計画に定めること。

また、市町村地域防災計画に位置づけられた施設の管理者等に対しては、利用者の避難確保や浸水防止の計画作成や訓練の実施、自衛水防組織の設置が推進されるよう積極的に働きかけるとともに、訓練後は振り返りを行い、必要に応じて避難確保や浸水防止の計画の見直しを行うよう働きかけを行うこと。さらに、管理者等からの相談に対して、必要に応じて助言等を行うこと。

⑥水防管理団体等は、洪水等に対しリスクが高い区域について、ウェブサイトへの掲載や市町村の広報活動を通じて、住民等への周知の徹底を図ること。

⑦水防管理団体等は、水防団員の確保のための住民、企業、団体への積極的な広報活動や協力依頼等を実施すること。

また、サラリーマンである水防団員が支障なく水防活動に従事できるように、水防活動時の休暇の取扱いについての配慮等所属事業所等への理解、協力等の積極的な働きかけを実施すること。

⑧水防管理団体等は、永年功労や水防活動への従事のみならず、水防技術の向上・伝承、水防体制の

整備・水防思想の普及等、水防に関し顕著な功績のあった個人又は団体に対する表彰を実施するとともに、市町村の広報誌に掲載する等により、広く周知を図ること。

(2) 水防訓練等の実施

- ①水防管理団体等は、河川管理者をはじめ警察、消防、自衛隊等の関係機関と協力した洪水時における相互の連携による水防体制の強化、水防団の水防工法・技術の習得・向上、住民の水防に関する基本的考え方の普及や水防意識等の高揚を図るため、水防訓練を実施すること。
- ②水防管理団体等は、河川特性、流域特性、実際の水防活動の経験談等を関係者間で共有するとともに、河川の特性を踏まえた水防工法訓練や、水防に関する新技術の普及、導入に努めること。
- ③水防管理団体等は、水防訓練の実施に際しては、水防の担い手確保の観点からも、できる限り多くの地域住民、建設会社を含む企業、NPO等に参加を呼び掛けるとともに、複合災害等も想定した実践的な訓練となるよう努めること。
- 水防管理団体等は、水防訓練の実施に際して、特に災害時の協定を締結している建設業者・建設関連業者等の参加を促すとともに、建設機械の展示や乗車体験等、建設業者を身近に感じられる取組を行うなど、将来、水防協力団体の指定につながる建設業者等と水防管理者の連携・協力関係の構築を図ること。
- ⑤水防管理団体等は、水防訓練の実施に際して、大規模水害を想定した情報伝達、水害対応タイムラインに基づく水防活動（水防団員自身の退避等の安全管理行動を含む）、水防団・水防協力団体・自主防災組織・福祉関係者等による住民への避難の呼びかけや避難誘導など、実践的な訓練となるよう努めること。
- ⑥水防管理団体等は、洪水等による水災時の住民等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、ハザードマップを活用したマイ・タイムラインの作成や、まるごとまちごとハザードマップ等を活用した住民参加による避難訓練を実施すること。

なお、訓練は、可能な限り高齢者や障害者等の避難行動要支援者の参加も得て実施するとともに、夜間の避難等も想定して避難経路上の危険箇所の確認を行うなど、実践的な訓練となるよう努めること。

- ⑦水防管理団体等は、市町村地域防災計画に位置付けられた地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の管理者等が行う、施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水防止のための訓練の支援に努めること。
- ⑧水防管理団体等は、必要に応じ水防専門家派遣制度を活用し、水防に関する高度な知識及び技能の習得が図られるよう水防研修会等における講義、討論、実習等研修内容の充実に努めること。

II 水防体制の強化

(1) 水防警報等の情報伝達体制の確保

水防管理団体等は、水防警報、洪水予報、特別警戒水位到達情報等の水防情報の迅速かつ的確な伝達を図るため、関係各機関との通信及び連絡に必要な機器及び施設の点検整備を行うとともに、量水標管理者、水防団及び消防機関等と連携した総合的な情報伝達演習を行うこと。

特に、洪水時における通信機能の低下や混乱に備えた無線機器による情報伝達訓練及び避難情報の発令を含む水害対応タイムライン等を活用した情報伝達訓練を実施すること。

また、市町村にあっては、住民及び市町村地域防災計画に位置付けられた地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の管理者等、自衛水防組織に対する洪水予報等及び避難情報の確実な伝達を図るため、情報伝達訓練を実施するとともに、伝達する各情報の意味すること等について、周知を図ること。

なお、水害対応タイムライン等を活用して情報伝達訓練を実施した場合、訓練により明らかになった課題を踏まえ、避難情報の発令基準や水害対応タイムライン等の見直しを行うこと。

(2) 水防資器材 の点検、整備

水防管理団体等は、水防資器材の点検を行い、地域や河川の特性を踏まえた資器材の整備を図るとともに、整備結果等を踏まえて水防計画の見直しを行うこと。

(3) 重要水防箇所の周知徹底等

河川管理者は、洪水時に迅速かつ的確な水防活動の実施が図られるよう、水防管理団体、水防団、自治会等と共同巡視を行い、重要水防箇所の周知徹底を図ること。また、氾濫危険水位を設定した箇所の水位と水位観測所等の水位との関係や、氾濫危険水位を設定した箇所毎の想定される浸水区域、

危険水位を設定した箇所毎の想定される浸水区域、浸透・侵食に関して特に注意を要する箇所等、水防に必要な情報共有を行うこと。

(4) 河川管理と水防の連携強化

河川管理者は、水防管理団体に対し、人員の応援や資器材の提供、水防管理団体が実施する水防訓練への参加等、水防活動への協力体制を確保すること。

(5) 水防活動従事者の安全確保

水防管理団体等は、水防活動従事者の安全を確保するため、水防活動従事者の退避ルールの確立に努めるとともに、水防訓練等の機会を利用して無線通信機器やライフジャケット等安全装備の点検・整備を実施すること。

(6) 水防協力団体制度等の活用

水防管理団体等は、自主防災組織や企業等に水防協力団体制度の活用を提案することなどにより、水防への参画を促すこと。

(7) 民間事業者の水防活動への参画の推進

水防管理団体等は、洪水時等に円滑な水防活動が実施できるように、水防管理者と民間事業者の間で、あらかじめ、水防活動を含む災害協定等を締結することに努めること。

III 河川管理施設等の巡視、点検及び整備等

水防管理者等は、河川を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川の管理者に連絡して必要な措置を求めるこ。

河川管理者においては、一層厳重に河川を巡視するとともに、河川管理施設、許可工作物の安全性について点検し、以下について実施すること。

- (1) 危険と思われる河川管理施設等については、速やかに補強工事その他の適切な措置を講ずること。
- (2) 許可工作物については施設管理者による点検、整備を十分行わせるとともに、その状況について河川管理者への報告を求め、施設管理者の立会いのもと、点検の結果を確認する等適切な指導監督を行うこと。
- (3) 堤防、護岸等については、損傷や変形、浸透、侵食など施設の状態を確認するとともに、近年の集中豪雨による災害に係る被災箇所については、厳重な警戒を行うこと。
- (4) 堰、水門、樋門、閘門等の工作物のゲートの開閉状況、取付護岸の維持状況、樋門周辺の空洞化状況及び下流側の河床低下の状況等について重点的な点検を行うこと。

なお、津波や整備水準を上回る洪水、高潮の発生時において、水門等を操作できない状況が生じる場合があるので、河川管理者は水門等の状況や操作の考え方について水防関係者等に十分に説明するとともに、防災訓練など各種機会を通じた情報提供により、住民への周知を図ること。